

日本司法支援センター 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	日本司法支援センター	
評価対象事業年度	中期目標期間実績評価	第4期中期目標期間
	中期目標期間	平成30～令和3年度

2. 評価の実施者に関する事項
日本司法支援センター評価委員会

3. 評価の実施に関する事項
令和4年7月6日に開催した日本司法支援センター評価委員会第72回会議において、日本司法支援センター理事長・監事その他担当者からのヒアリングを実施した。 なお、本中期目標期間中、以下のとおり、日本司法支援センターの各事務所等について事務視察を実施した。 ・平成30年11月13日、日本司法支援センター富山地方事務所等 ・令和元年11月13日、日本司法支援センター愛知地方事務所等 ・令和3年12月6日、日本司法支援センター東京地方事務所及び同本部国際室（外国人在留支援センター（フレスク）内）

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

日本司法支援センター 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
		B
評価に至った理由	項目別評価では、一部の項目にA又はC評価があるものの、重要度「高」又は難易度「高」とされた業務を含めて、全般的にはB評価が大多数を占めており、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。	

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	重要度や難易度が「高」とされた多くの項目において、A又はB評価となったことは、業務の充実・改善に積極的に取り組んだ結果であると評価できる。 一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1－3）について、中期目標期間を通じて、弁護士会・司法書士会と連携して協議会等を実施し、各種の契約弁護士数・司法書士数を毎年度増加させた。 事務所の存置等（項目1－4）については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析して必要な見直しを行い、1つの出張所を地方事務所に統合し、5つの被災地出張所を廃止するとともに、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所をそれぞれ1か所ずつ廃止するなど、組織運営を合理化する方向での見直しを進めた。 適切な情報提供の実施（項目2－6）について、情報提供の利用者満足度調査における評価は目標を大きく上回り、コールセンターの対応件数も令和2年度を除いて増加するなど、質の高い情報提供を実施した。 民事法律扶助業務（項目2－8）については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数は減少傾向にあるものの、関係機関・団体との協議、動画の作成等によって特定援助対象者法律相談援助等の周知を図るなど、高齢者・障害者の司法アクセスの拡充に努め、特定援助対象者法律相談援助件数や、電話等相談援助件数を増加させており、真に支援が必要な高齢者・障害者に対して適切に法律相談を実施した。 適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施（項目2－11）について、精通弁護士数は、平成30年度を除いて毎年度増加させ、女性の精通弁護士は、中期目標期間を通じて全ての地方事務所で複数名確保した上、DV等被害者法律相談援助の実施件数は、800件程度から1000件に近い水準にまで増加させた。 一般管理費及び事業費の効率化（項目3－13）について、中期目標期間を通じて、一般管理費を前年度比3%削減し、事業費を前年度比1%削減するという目標を達成した上、各種契約手続について、競争性のある契約件数の割合を増加させた。 自己収入の獲得等（項目4－17）について、寄付金制度の周知を図る各種取組等により、一定程度の寄付収入を得ている上、司法過疎地域事務所における有償受任によっても自己収入を確保した。 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－18）について、中期目標期間を通じて、毎年度、償還率を上昇させるとともに、償還滞納率を減少させ、目標を大きく上回る成果を上げた。 情報セキュリティ対策（項目5－22）については、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じた対策基準等を定め、情報セキュリティインシデントに対処する体制の整備等の対策を適切に講じるとともに、情報セキュリティに関する研修・教育等も実施した。 業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－23）については、業務認知度等の向上には至らなかったものの、年齢別認知度や認知経路を考慮した上、テレビCMや新聞広告、オンライン等を活用し、若年層、高齢者、外国人等の属性に応じた様々な広報活動を展開した。 その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	(項目別評定で指摘した課題、改善事項) 職員(常勤弁護士を除く。)の配置及び能力の向上(項目1-1)については、「ジョブリターン制度」、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング制度」等の継続により、ワークライフバランスや働きやすい職場環境の実現が図られることに期待したい。 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上(項目1-2)については、減少傾向にある常勤弁護士の人数を確保するための取組を推進するとともに、次期中期目標の指標の下で、常勤弁護士の役割が適切に評価されることを期待したい。また、常勤弁護士が未配置の事務所の解消に向けた具体的な取組や、その検討内容・結果を示すことが求められる。 一般契約弁護士・司法書士の確保(項目1-3)については、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化していることに対する改善策等の更なる検討が求められる。 事務所の存置等(項目1-4)については、司法過疎地域事務所の新規開設に向けた各地域の需要の適切な把握、日本弁護士連合会等との協議等の取組を継続することが期待される。 関係機関等との連携強化(項目1-5)について、今後、Y o u T u b e動画を業務説明の代替手段として使用する場合は、視聴人数、視聴方法等を把握するためのアンケートを実施するなど、その効果を検証するための工夫を取り入れることが期待される。また、外国人支援に詳しい弁護士等の活用や、外国人支援者との連携等に向けた更なる取組にも期待したい。 適切な情報提供の実施(項目2-6)について、ホームページのF A Qの更なる充実、チャットボット等の活用により、情報提供の手段を多様化させることが期待される。 法教育事業(項目2-7)について、引き続き、若年層や外国人等対象者の特性に応じた内容や方法による法教育を実施されたい。 民事法律扶助業務(項目2-8)について、巡回相談・出張相談を積極的に実施するほか、多分野の専門家が同席して問題の整理・解決を図る相談会を実施し、民事法律扶助の利用につなげるなどの取組が期待される。 司法過疎対策業務(項目2-10)について、今後も、巡回法律相談、電話等相談援助等による司法過疎地域における司法アクセスの向上が期待される。 一般管理費及び事業費の効率化(項目3-13)について、次期中期目標期間においては、固定的経費である施設経費の削減目標が今期よりも低く設定されたが、その目標の下での一層の効率化が期待される。 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等(項目4-18)について、今後も、被援助者に償還を促す取組や免除等の適切な運用等による償還率の更なる向上を期待したい。 財務内容の公表(項目4-19)について、事業報告書に図表等を利用してより分かりやすくするなどの取組に期待したい。 業務内容の周知を図る取組の充実(項目5-23)について、業務認知度及び名称認知度の低下を重く受け止め、今後、これまでに実施した広報活動の効果の分析・検証を実施し、全世代に対する効果的な周知・広報を行い、業務認知度及び名称認知度を改善することが期待される。 支援センターの業務全般について、今後、司法手続を含む社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル技術を用いた支援センターの業務改革や、民事裁判等手続のI T化等に対応するための人的・物的体制の整備が求められるとともに、高齢者・障害者等の利用者の特性に応じたI T支援の在り方の検討も必要である。
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.
		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	見込 評価	期間実績 評価	
Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項								
1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上	B	B	B	B	B	B	1-1
2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上【難易度：高】	C	C	B	B	C	B	1-2
3	一般契約弁護士・司法書士の確保	B	B	B	B	B	B	1-3
4	事務所の存置等【重要度・難易度：高】	B	B	B	B	B	B	1-4
5	関係機関等との連携強化	B	C	C	C	B	C	1-5
Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
6	適切な情報提供の実施	A	A	A	A	A	A	2-6
7	法教育事業	A	A	A	A	A	A	2-7
8	民事法律扶助業務【重要度：高】	A	B	B	B	B	B	2-8
9	国選弁護等関連業務	A	A	A	A	A	A	2-9
10	司法過疎対策業務	B	B	B	B	B	B	2-10
11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施【重要度：高】	B	B	A	A	B	A	2-11
12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施	B	B	B	B	B	B	2-12
Ⅲ．業務運営の効率化に関する事項								
13	一般管理費及び事業費の効率化【重要度：高】	B	B	B	B	B	B	3-13
14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	A	B	B	B	B	B	3-14
15	民事法律扶助業務	B	B	B	B	B	B	3-15
16	国選弁護等関連業務	B	B	B	B	B	B	3-16
Ⅳ．財務内容の改善に関する事項								
17	自己収入の獲得等【難易度：高】	B	B	B	B	B	B	4-17
18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等【重要度・難易度：高】	A	A	A	A	A	A	4-18
19	財務内容の公表	B	B	B	B	B	B	4-19
Ⅴ．その他業務運営に関する重要事項								
20	業務運営の体制維持	B	B	B	B	B	B	5-20
21	内部統制の確実な実施	B	B	B	B	B	B	5-21
22	情報セキュリティ対策【重要度：高】	B	B	B	B	B	B	5-22
23	業務内容の周知を図る取組の充実【重要度：高】	B	B	B	B	B	B	5-23
24	報酬・費用の立替・算定基準	B	B	B	B	B	B	5-24

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
人事課主催研修 (実施人数)	(参考指標)	—	171人	131人	135人	354人	(参考情報) 平成29年度：221人 総常勤職員数（常勤弁護士を除く。）：716人 (令和4年3月31日現在)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の変動についての的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとする。 職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことができる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。
中期計画	I・2(1)ア 職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上 (ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。

主な評価指標		職員（常勤弁護士を除く。）の配置及び能力の向上に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		（見込評価）		（業務実績評価）	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 採用		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間を通じて、以下の取組を行った。		【採用・配置】		自己評価書の「B」との評		自己評価書の「B」との評	
(1) 選考		毎年度、新規採用試験のみならず、中途採用試験、有期契約職員からの常勤職員への登用試験を実施するなど、多様な選考方法を用いて多数の受験者の中からの採用選考を行い、的確な採用を行うとともに、令和3年度から採用活動の更なる充実を図る目的でインターンシップを導入した。また、令和元年度から、「ジョブリターン制度」（女性活躍とワークライフバランス推進のため、育児、介護、配偶者の転勤及びその他の理由により中途退職した元常勤職員を再採用する制度）を導入し、同制度に基づき1名の再採用を行った。		価結果が妥当であると確認できた。		価結果が妥当であると確認できた。	
職員採用選考に当たっては、多肢択一式問題、論文問題（令和2年度からは事務処理能力検査）、適性検査のほか、面接を複数回実施した。				なお、ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境の実現のため、「ジョブリターン」制度、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング」制度等を更に活用し、令和3年度においては、それらの実績が向上されることを期待したい。		なお、第5期中期目標期間においても、「ジョブリターン制度」、「転勤特例制度」、「ジョブポスティング制度」等により、ワークライフバランスや働きやすい職場環境の実現が図られるとともに、オンライン等の新たな手法の活用により、職員の能力向上のための研修が適切に実施されることを期待したい。	
面接の実施に際しては、本部事務局長、部長、課室長及び課室長補佐のほか、係長及び主任といった幅広い役職の者を面接員に選任するとともに、地方事務所から事務局長及び課長等も面接員に選任することで、多角的な視点から受験者の能力及び適性を判断した。							
令和2年度からは、受験者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、筆記試験及び面接試験（一次のみ）をオンラインにて実施した。							
(2) 採用実績							
卒業後5年間（厚生労働省告示では卒業後3年間）を新卒採用の対象者とする運用として一般公募試験を実施したほか、平成30年度から令和3年度までの間、中途採用試験を実施した。その結果、同期間に、合計3,003名から選考した128名を採用した。							
有期契約職員から常勤職員への登用については、前記同様の試験内容に加え、特に有能な有期契約職員を登用するため、当該有期契約職員の所属部署における管理監督者（本部課室長、地方事務所事務局長等）による評価等を行い、平成30年度から令和3年度までの間に、合計66名から選考した13名を登用した。							
(3) インターンシップの導入							
新卒採用において、センターの業務について理解を深めるとともに、採用後のミスマッチを防ぐことを目的とし、令和3年度に導入した。内容は、ロールプレイ形式で民事法律扶助や情報提供の利用者対応を疑似体験できるプログラムとし、50名の応募者の中から8							

名を選考して令和4年2月に東京地方事務所で実施した。 (4) 女性活躍とワークライフバランスの推進 令和元年度から、中途退職した元常勤職員を一定の要件のもとで再採用する「ジョブリターン制度」を導入し、1名を再採用した。 2 配置 (1) 毎年4月期の広範な人事異動において、以下の点を考慮した。 ・ 各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等 ・ 業務の平準化及び事務手続の合理化 ・ 総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上 (2) 業務量に応じた更に適正な人員配置を実現するため、令和4年度中の新たな人員再配置計画の策定に向けて検討、準備を行った。 (3) 令和2年度に、職員の働きやすさを確保することを目的に導入した「転勤特例制度」（未就学児の育児をしている職員や親族の介護等をしている職員を対象として、転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度）について、令和3年度も運用を継続した。 (4) 令和2年度に、職員が積極的に能力を発揮できる場を提供し、ひいては組織全体を活性化することを目的に導入した「ジョブポスティング制度」（特定の業務を担当する職員を、職員の中から広く募集する制度）について、令和3年度も運用を継続した。 3 研修等 中期目標期間を通じて、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、通年で人事課主催研修（階層別研修等）及びテーマ別研修を実施した。新型コロナウイルス感染症対策の観点から、令和2年度以降、DVD研修やオンライン研修等、集合形式によらない研修手法を導入した。 新規採用者の育成等に重点を置き、「OJTハンドブック」の改訂、メンター制度の導入によるサポート体制を構築した。 センターの中核となる職務を担う人材育成を図るため、上記研修のほか、外部研修に職員を派遣した（一部、オンライン研修への参加）。	業務量に応じた更に適正な人員配置実現のため、新たな人員再配置計画策定に向けて検討、準備を行った。また、令和2年度から、「転勤特例制度」（職員の働きやすさ確保のために転勤の回避や希望する事務所への転勤を内容とする制度）、「ジョブポスティング制度」（職員が積極的に能力を発揮できる場を提供することによる組織の活性化などを目的とし、特定の業務を担当する職員を職員の中から広く募集する制度）を導入し、令和3年度も運用を継続した。 【研修等】 一般職員の能力向上のため、研修要綱に沿って、階層別研修を着実に実施した。特に、新規採用者の育成に重点を置き、座学だけでなくロールプレイングを多く取り入れ、研修期間も従来の1週間から合宿研修を含んだ2週間に延長した。 また、「OJTハンドブック」を改訂し、職場の上司・先輩等が、新規採用者に対し、仕事に必要な知識やノウハウ等を計画的・継続的に伝		
--	--	--	--

(階層別研修等) - 採用年次・職級等に応じた研修として、新規採用者研修、採用2年目を対象としたフォロー・アップ研修、採用3年目を対象としたステップ・アップ研修、管理職を対象としたマネジメント研修等を実施 - 一部の研修を見直し、実務を担う主力職員の能力底上げを図る研修のほか、4級以上の級に昇格することが期待される職員に対するフォローを目的とする選抜研修を導入 - 事務局長等、管理職を対象とした研修を実施 (テーマ別研修) - 視聴覚教材として、DVD等を作成して各事務所に配布したほか、担当業務別等のオンライン研修も実施	える取組を行い、効果的なOJTの実施に取り組んだ。 さらに、上司以外の先輩職員が、新規採用者の悩みの相談に乗り、その解決のサポートを行うメンター制度を取り入れ、精神面でのサポートが受けられやすい体制を構築した。 他方、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策の観点から、集合研修が困難となったため、DVD研修やオンライン研修といった新たな手法を導入することで、学びの機会を途切れさせることなく、研修を実施した。オンライン研修により、遠方にいる職員でも研修に参加することが可能となったことから、令和3年度においては、地方事務所職員にグループワーク研修に関与してもらい、より実効性の高い研修を実施した。 職員のファシリテーション能力向上、統計分析能力向上等を期待して、外部研修への参加を促し、支援センターの中核となる職務を担う人材の育成を図った。 以上から、中期目標を達成		
---	---	--	--

	したもの考える。		
--	----------	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上		
当該項目の重要度、 困難度	【難易度：高】常勤弁護士の配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
常勤弁護士1人当 たりの事件処理件 数	前年度比3%増加	総件数：39件 扶助件数：23件 国選件数：12件 有償件数：3件	43件(10.2% 増) 26件 13件 3件	34件(20.9% 減) 19件 11件 3件	30件(11.8% 減) 16件 11件 3件	33件(10.0% 増) 17件 12件 3件	(参考情報) 平成30年度：常勤弁護士数198名、総計8,618件、扶助5,182件、国選2,645件、有償791件 平成31／令和元年度：常勤弁護士数201名、総計6,952件、扶助3,847件、国選2,328件、有償777件 令和2年度：常勤弁護士数194名、総計5,994件、扶助3,111件、国選2,242件、有償641件 令和3年度：常勤弁護士数183名、総計6,219件、扶助3,249件、国選2,315件、有償655件 ※常勤弁護士数には、養成常勤弁護士等を含む。 ※左記扶助件数・国選件数・有償件数については、小数点以下を切り捨てたため、合計と総件数は一致しない。 ※扶助件数・国選件数について根拠資料を見直したため、基準値を含めた数値は平成30年度の業務実績報告書と一致しない。
(参考) 常勤弁護士数	採用数 (うち新スキーム)	21名 (18名)	15名 (14名)	25名 (23名)	24名 (21名)	5名 (0名)	※期末総数は、3月末日時点の人数である。 ※令和3年度は司法修習の時期が例年より後倒しになったことにより、司法修習終了直後の者の採

		退職者数 期末総数	38名 215名	32名 198名	22名 201名	31名 194名	16名 183名	用はなかった。同年度末時点で司法修習中の内定者数は17名であり、これらの者を令和4年5月に採用する見込みとなった。
--	--	--------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価								
中期目標	第3・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。 常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助への対応を含め、常勤弁護士が各種法律事務を適切に取り扱えるよう、研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。 【指標】 ・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。							
中期計画	I・2(1)イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上 (ア) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。 (イ) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できていない地方事務所への配置に向けた取組を促進する。 (ウ) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。 (エ) (ア)から(ウ)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。							

主な評価指標		常勤弁護士の配置及び能力の向上に向けた取組状況							
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績				自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
				評価	C	評価	C	評価	B
1 採用				評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 (1) 常勤弁護士採用のための就職説明会の開催、採用情報の周知等 ・ 司法修習生、司法試験合格者等に採用案内パンフレット等を配布 ・ 本部主催の常勤弁護士の業務内容・採用情報等に関する就職説明会を東京等で開催（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン会議を活用して開催） ・ 支援センターホームページ、日本弁護士連合会会員専用サイトやメールマガジン等に法曹経験者向けのものを含む就職情報を常時掲載 ・ 弁護士会、法科大学院、司法試験予備校等主催の就職説明会に参加して採用情報等を告知 (2) 常勤弁護士への関心を高めるためのエクステーンシップ実習生の受入れ、法科大学院生を対象とした業務説明会の開催等 ・ 本部主導による法科大学院からのエクステーンシップ実習生の受入れ 各地の法律事務所において法科大学院生を受入れ ・ 司法研修所の選択型実務修習企画への参加（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため実施が見送られた。） 各地の地方事務所、支部及び地域事務所において司法修習生を受入れ ・ 司法修習生、司法試験合格者、法科大学院修了生、法科大学院生及び大学生等を対象とした常勤弁護士による連続講演会の実施（全12回） ・ 本部主導による法科大学院生を対象とした説明会の開催				1 常勤弁護士の採用及び配置人数の確保に向けた努力 司法試験受験者数及び合格者数がともに減少傾向にある中で、学生に向けた常勤弁護士の魅力等の周知活動や司法修習生に向けた就職説明会を継続的に実施するなど、必要な人員の採用及び配置人数の確保に向けて努めたことで、各年度において十分な資質の認められる弁護士の採用に至った。特に、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年度からは、オンライン会議等を用いて実施せざるを得ず、従前と比較して制限の多い状況であったが、広報活動の工夫等により、令和3年度末時点の内定者数を含めれば、感染拡大前の採用人数をおおむね維持できる見込みとなった。		常勤弁護士の採用については、中期目標期間を通じて、司法試験合格者や司法修習修了者が減少傾向にあるにもかかわらず、就職説明会をはじめとする様々な取組を行った結果、司法修習修了直後の採用者につき、司法試験合格者に占める割合を年々上昇させるとともに、毎年度、法曹経験者も採用している。これらの採用活動及びその成果については、一定の評価を与えることができる。 また、常勤弁護士の経験等に応じた研修やテーマ別研修が充実しており、常勤弁護士の能力向上への取組も適切に実施されているものと認められる。 しかしながら、常勤弁護士の配置について見ると、令和2年度に兵庫法律事務所を開設して常勤弁護士を新たに配置するに至ったものの、他方		中期目標期間の指標である常勤弁護士1人当たりの事件処理件数については、令和元年度及び令和2年度に件数が前年度比で減少したのみならず、中期目標期間の最終年度である令和3年度においても、基準値（平成29年度）の水準には達していない。そうすると、件数減少の要因として、令和元年度の業務統合管理システムの変更に伴い、前任者からの引継事件を件数として計上しなくなったこと等のやむを得ない事情があることを考慮しても、同指標に関しては、目標を達成したとまでは認め難い。 他方で、常勤弁護士の配置については、「難易度が高い」とされているところ、中期目標期間中に組織運営の合理化の観点から二つの法律事務所を廃止した一方で、令和2年度に兵庫法律事務所を開	

- 大学や法科大学院において常勤弁護士による講義を実施 - 大学生や高校生向けイベントに参加し、常勤弁護士の業務を説明 (3) 広報の強化による常勤弁護士の活動内容・採用に関する認知度向上 - 支援センターホームページ内「スタッフ弁護士採用サイト」の随時更新 - 常勤弁護士採用パンフレットの改訂 - 法曹実務経験者向け採用募集ポスター及びリーフレットを作成し、全地方事務所及び支部に配布 - 一般市民向けに常勤弁護士を周知するポスターを作成し、法科大学院や全地方事務所及び支部に配布 - 法曹志望者向け採用募集ポスターを作成し、法科大学院、全地方事務所、常勤弁護士が配置されている支部及び地域事務所に配布するとともに、各関係機関等への配布を準備 - 常勤弁護士のドキュメンタリー動画を作成し、法テラス公式YouTubeで公開 - 法テラス公式Twitterによる採用イベント等の告知 「スタッフ弁護士Facebookページ」による採用イベント等の告知 - 前記サイト、Facebookページ及びドキュメンタリー動画の案内チラシを作成し、説明会等で配布 (4) 総合評価のための面接の実施 日本弁護士連合会の協力を得て、支援センター職員としての資質ばかりでなく、弁護士としての資質にも着目した採用面接を実施 (5) 内定者へのフォロー体制整備 - 養成中の常勤弁護士による「養成スタ弁日記」を内定者にメール送信 - フォロー担当の常勤弁護士を選定 - 全国各ブロックで内定者交流会を開催（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインで開催） (6) 新規採用者の確保	2 兵庫地方事務所への新規配置 常勤弁護士の配置人数の適正化を図るための取組を継続しながら、常勤弁護士の配置の必要性の検討について継続的な取組を続けてきた結果、令和2年10月、それまで未配置であった兵庫地方事務所に法律事務所を開設し、常勤弁護士を配置して業務を開始することができた。 3 資質の向上 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年度からは、従来どおりの方法で研修等を実施することが難しくなったが、そのような中でも、オンライン会議を活用するなどして、実施の継続に努めた。また、令和2年度に本部国際室が設置されたこともあり、外国人に対する法的支援研修も実施するようになった。 このように、社会情勢の変化等に応じながら、	で、中期目標期間中に、2つの法律事務所が廃止されており、いまだ常勤弁護士を配置できていない地方事務所が複数存在することは、厳しい評価を与えざるを得ず、未配置事務所解消に向けた具体的な取組が強く求められる。 また、中期目標の指標である常勤弁護士1人当たりの事件処理件数については、年々減少しているところ、実効性のある改善策を見いだすことも困難な状態にあると言わざるを得ない。そうすると、常勤弁護士が、事件処理件数には必ずしも直接結びつかない地域の実情に応じた司法ソーシャルワークや、大規模災害対応等を積極的に行っており、それらを表す一つのデータである出張法律相談件数や特定援助対象者法律相談援助件数を見ると、常勤弁護士が大きな役割を果たしていることを考慮しても、中期目標期間という枠で見ると、厳しい評価をせざるを得ない。 以上の事情からすれば、中期目標を達成することは困難であると見込まれるため、「C」評価とせざるを得な	設し、7年ぶりに常勤弁護士を新たに配置するに至った。いまだに複数存在する常勤弁護士が未配置の地方事務所の解消は、今後の重要な課題であるものの、常勤弁護士の新規配置が、地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから難易度が高いとされている中で、長期にわたる検討や協議を経て常勤弁護士の新規配置に至ったこと自体は、十分に評価すべきである。 また、常勤弁護士の採用については、中期目標期間を通じて、司法試験合格者・司法修習修了者の減少、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の社会情勢の変化がある中で、就職説明会や業務説明会、種々の広報活動等を実施するとともに、法曹経験者の採用人数を毎年度増加させるなどし、必要な採用人数を確保した。 さらに、常勤弁護士の経験等に応じ、障害者や外国人に対する支援に関するものを含む各種研修を充実させるとと
--	---	--	--

以上の取組により、総合法律支援に意欲的な新規採用者を各年度において次のとおり確保 平成30年度：採用15名（法曹経験者1名を含む）（応募67名） 令和元年度：採用25名（法曹経験者2名を含む）（応募63名） 令和2年度：採用24名（法曹経験者3名を含む）（応募63名） 令和3年度：採用5名（法曹経験者5名のみ）（応募56名） ※令和3年度は司法修習の時期が例年より後倒しになったことにより、司法修習終了直後の者の採用はなかった。同年度末時点で司法修習中の内定者数は17名であり、これらの者を令和4年5月に採用する見込みとなった。 2 配置 中期目標期間を通じて、以下の取組を実施した。 (1) 常勤弁護士の配置 ア 常勤弁護士の配置の必要性、配置人員の妥当性の検証 事務所ごとの常勤弁護士の業務量等を把握・分析した上で、常勤弁護士の配置の必要性や配置人数の妥当性を検証するとともに、地方事務所を対象に、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施し、必要に応じて、常勤弁護士の配置等について地方事務所執行部に対するヒアリングを実施した（令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためオンラインでのヒアリングも活用した。）。 民事法律扶助事件数や国選弁護事件数のほか、司法ソーシャルワークをはじめとする各地における常勤弁護士の役割等を踏まえ、日本弁護士連合会と連携して、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。 以上の検討を経て、令和2年10月、それまで未配置であった兵庫地方事務所に法律事務所を開設し、常勤弁護士を配置して業務を開始した。 イ 配置人数等 平成30年度末：配置198名（前年度比17名減） 令和元年度末：配置201名（前年度比3名増）	常勤弁護士の能力向上のために赴任後の経験年数に応じた各種の有益な研修を継続的に実施した。 それに加え、令和3年度にはメンター制度を導入するなど、若手常勤弁護士等に対するフォローアップを更に充実させた。 4 常勤弁護士の活動等 常勤弁護士の事件処理件数は、平成30年度は前年度比約10%増と目標値を大きく上回ったものの、その後は、業務統合管理システムの変更に伴い常勤弁護士が他の弁護士から引き継いだ事件を件数として計上しなくなったことや、事件を多く受任していた世代が退職期を迎えたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により従前どおりの面談での法律相談が困難となったこと、常勤弁護士が取り扱う事件のうち多くの割合を占める自己破産申立事件が全国的に減少傾向にあった。	い。 なお、常勤弁護士の業務量の把握や業務実績に対する評価については、事件処理件数だけではなく、今後は、常勤弁護士に期待される司法ソーシャルワークを含む司法アクセス障害の解消という役割への貢献度、例えば、出張法律相談件数、特定援助対象者法律相談援助件数、福祉機関等とのケースへの参加回数、福祉機関等への情報提供件数等を指標の一部とすることなども検討に値するほか、事件処理件数を指標に取り入れるに当たっても、当該事件の属性や労力等を反映させるなど、常勤弁護士が果たしている役割を適切に評価できるような工夫がなされることに期待したい。	もに、前記感染症の影響下においてはオンラインを活用するなどして研修の実施を継続したほか、若手の常勤弁護士のフォローアップを充実させるためのメンター制度を導入するなどして常勤弁護士の資質の向上に努めており、これらの取組は、将来の事件処理件数の増加にもつながると期待できる。 このように、中期目標に掲げられた常勤弁護士の採用・資質の向上に関しては、中期目標期間を通じ、十分な取組が行われたと認められる。 令和2年度に行われた見込評価においては、事件処理件数の減少傾向に対する改善策を見いだせていなかったこともあり、厳しい評価となったものの、令和3年度においては、常勤弁護士が司法ソーシャルワーク活動等を積極的に行ったことなどにより、減少傾向にあった事件処理件数を増加に転じさせたこと等から、見込評価時と比べると、前提事情に変化があったと言える。 以上の事情を考慮すれば、中期目標を達成したと認めら
--	---	---	--

令和2年度末：配置194名（前年度比7名減） 令和3年度末：配置183名（前年度比11名減） ウ 事務所ごとの配置人数の検討 前記アの検証を踏まえ、業務量等に応じた必要な常勤弁護士の配置を継続しており、適正な配置人数については検討を続けている。 (2) 常勤弁護士が取り扱う事件により生じる財政的効果の把握等 常勤弁護士が取り扱う事件の困難性や常勤弁護士が情報提供等を行った件数も踏まえた上で、事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析するとともに、事件の平均単価及び費用に係るデータを収集した。 以上の方法により把握・収集した情報やデータを基に事務所ごとの収支を試算した。 (3) 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備 大規模災害等における法的サービス提供のための体制整備の方策を検討し、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨の際には、各被災地において、相談会の実施に向けた手配等を行うとともに、被災者法律相談援助利用の担い手となるなどした。 3 研修等 中期目標期間中、以下の取組を実施した。 (1) 実践的な研修等の実施 ア 養成中の常勤弁護士に対する研修 ① 新任業務研修：新たに採用した常勤弁護士に対し、支援センターの各業務の解説をしたり、留意すべき事項についての講義を行うほか、利用者等とコミュニケーションを円滑に図るためのビジネスマナーや傾聴スキルを習得させる研修 ② 定期業務研修：刑事事件・民事事件に関する基本的な技術習得を目的とした書面起案やロールプレイングなどの演習を行う研修 ③ 民事研修：研修員等が実施した模擬法律相談に関する議論等を通じて、法律相談業務に関する基本的な技術習得をすること	もつとも、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、常勤弁護士は司法ソーシャルワーク活動等を活発に行い、各地のニーズに応じた役割を果たした。 また、大規模災害発生時には、常勤弁護士が相談会の実施に向けた手配等を行うなど、体制整備の方策を検討し、台風や豪雨災害の被災地にて、被災者法律相談援助の担い手となるなど被災地支援にも尽力した。 このような取組もあり、令和3年度の常勤弁護士1人当たりの事件処理件数は、新型コロナウイルス感染症による影響が続く中でも、前年度比増となり、令和元年度の水準に近いところまで回復した。 5 評価 以上のとおり、第4期中期目標期間中、それまで未配置であった兵庫地方事務所への新規配置や、メンター制度という若手常勤弁護士を支援するための新たな制度の導		れることから、自己評価及び見込評価は「C」であるものの、前記評定とした。 なお、常勤弁護士の人数が減少傾向にある点については、就職説明会・業務説明会や、法曹経験者の採用拡大等の取組を更に推進し、法的ニーズや業務量等に見合った適正な配置を可能とする十分な人数が確保されることを期待したい。 また、常勤弁護士の業務には、弁護士ならではの情報提供のほか、福祉機関等との関係構築や遠距離の出張を伴う法律相談等が必要な司法ソーシャルワークなどが含まれ、それらは事件処理件数のみでは十分に評価しきれない面があることに鑑み、次期中期目標においては、指標の内容が変更されていることから、同指標の下で、関係機関への訪問回数、同機関職員からの相談対応件数等の様々な要素を考慮するなどしながら、司法アクセス障害の解消に向けた常勤弁護士の役割が適切に評価されることを期待したい。 さらに、常勤弁護士が配置されていない地方事務所が複
--	--	--	---

を目的とした研修 ④ 赴任前業務研修：支援センターの法律事務所への赴任に当たり、各業務の解説、業務実施及び事務所運営に当たって留意すべき事項を再確認する研修 イ 赴任中の常勤弁護士に対する研修 ① 赴任1年目業務研修：パーソナリティ障害対応をテーマとして、心理的・精神的な問題を抱えていると思われる相談者等への対応について、精神科医・臨床心理士の講義のほか、模擬法律相談のロールプレイングによる実践的な研修（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施困難のため別のテーマを設定してオンラインにて実施。） ② 赴任2年目業務研修：労働事件に関し、現職の裁判官及び第一人者の弁護士を外部講師として迎え、事例検討を行う研修 ③ 赴任4年目業務研修：赴任後3年間の経験を活かしながらより専門的な知識の習得及び能力の向上を図ることを目的とした研修 ④ 実務トレーニー・実務トレーナー研修：司法ソーシャルワークの取組の経験・実績を有する常勤弁護士の下で、取組に意欲がある常勤弁護士がそのノウハウを習得することを目的とした実地研修（令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により不実施。） ウ 裁判員裁判に関する研修 ① 裁判員裁判事例研究研修：常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判を基に、主張の在り方等を議論する研修 ② 裁判員裁判専門研修：裁判員裁判を多く取り扱う常勤弁護士を対象とし、少人数で行う専門的な研修 ③ 法医学研修：法医学の基礎知識を習得し、実践に活かすことを目的とした研修 エ その他の主な研修等 ① ブロック別研修：全国を9つのブロックに分けて、常勤弁護士が自主的に企画・実施する研修 ② 全国経験交流会：全国各地に赴任中の常勤弁護士が相互に活	入等の実績を残したものの、評価対象となる指標との関係では、新型コロナウイルス感染症による影響が続く中で、最終年度には常勤弁護士1人当たりの事件処理件数を回復に転じさせたとはいえ、基準値とされた前期最終年度の数値からは減少している以上、評価はCとした。		数存在している点については、未配置事務所解消に向けた具体的な取組を進めるとともに、その検討内容・結果を示すことが求められる。
---	--	--	---

動を報告し経験の交流を図るもの ③ 外国人に対する法的支援研修：技能実習生の支援、外国人労働事件（解雇無効と未払賃金を中心に）、在留資格をテーマとして実施 (2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用 ア 前記(1)アないしウの研修の企画・実施、研修受講者によるアンケート結果に基づく研修内容等の見直しを随時実施 イ 裁判員裁判弁護技術研究室による、常勤弁護士が受任している個別の裁判員裁判を含む刑事事件に関する指導・助言を実施 ウ 常勤弁護士業務支援室による、常勤弁護士が受任している個別の民事・家事・労働事件等に関する指導・助言を実施（令和3年度からは、常勤弁護士業務支援室にソーシャルワーカーとして経験豊富な社会福祉士・精神保健福祉士を専門員として迎え、弁護士のみならず社会福祉士・精神保健福祉士の視点も取り入れた。） エ 常勤弁護士業務支援室による、養成中の常勤弁護士が個別の事件で起案した書面の添削・講評を実施 オ 常勤弁護士業務支援室による、赴任1年目の常勤弁護士及び1人事務所に赴任している常勤弁護士に対するフォローアップ（電話かけプログラム）を実施 カ 常勤弁護士業務支援室により、必要に応じて、赴任1年目の常勤弁護士等が赴任する法律事務所を訪問しての支援を実施 (3) 常勤弁護士の外部派遣研修 法務省研修（大臣官房司法法制部） (4) メンター制度導入 養成期間満了後1年目及び2年目の常勤弁護士並びにこれらと同程度の法曹実務経験年数の常勤弁護士を対象に、シニア常勤弁護士が担当制で支援を行うメンター制度を令和3年4月に導入し、若手常勤弁護士への支援を実施した。			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	一般契約弁護士・司法書士の確保		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
民事法律扶助契約 弁護士数	(参考指標)	—	23,371人	23,740人	24,028人	24,056人	(参考情報) 平成29年度：22,346人 ※令和3年度については、第74期司法修習生の弁護士一斉登録が令和4年4月中旬にずれ込んだため、契約弁護士数には反映されていない。
民事法律扶助契約 司法書士数	(参考指標)	—	7,440人	7,453人	7,500人	7,525人	(参考情報) 平成29年度：7,294人
国選弁護人契約弁 護士数	(参考指標)	—	29,297人	30,160人	30,897人	30,950人	(参考情報) 平成29年度：28,585人 ※令和3年度における第74期司法修習生の取扱いは、民事法律扶助契約弁護士数と同様
国選付添人契約弁 護士数	(参考指標)	—	15,177人	15,501人	15,886人	15,909人	(参考情報) 平成29年度：14,867人 ※同上
被害者参加弁護士 契約弁護士数	(参考指標)	—	5,250人	5,440人	5,570人	5,631人	(参考情報) 平成29年度：5,038人 ※同上

	D V等被害者法律 相談援助契約弁護士数	(参考指標)	—	1, 882人	1, 953人	2, 097人	2, 198人	(参考情報) 平成29年度：1, 716人 ※同上
--	-------------------------	--------	---	---------	---------	---------	---------	---------------------------------

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。
中期計画	I・2(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。

主な評価指標		一般契約弁護士・司法書士の確保							
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績				自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
				評定	B	評定	B	評定	B
1 民事法律扶助契約弁護士及び民事法律扶助契約司法書士の確保 中期目標期間を通じて、毎年2月に民事法律扶助制度についての講習会を日本弁護士連合会と共催で実施し、同講習会への講師派遣や研修資料の提供などにより民事法律扶助業務（特定援助対象者法律相談援助を含む。）及び震災法律援助業務の周知及び利用の促進を図った。 また、地方事務所において、弁護士会・司法書士会と連携しつつ、説明会や協議会を実施し、未開催の地方事務所においても、地方協議会の開催などを通じて、民事法律扶助契約弁護士・民事法律扶助契約司法書士の確保及び制度に対するより深い理解を求めるための取組を展開した。 これらの取組の結果、民事法律扶助契約弁護士数及び民事法律扶助契約司法書士数のいずれも、令和3年度まで、毎年度増加した。				評定に至った理由		評定に至った理由		評定に至った理由	
2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保 中期目標期間を通じて、全地方事務所において、国選弁護等関連業務の周知のための説明会や協議会（弁護士会との共催を含む。）を開催したり、国選弁護等関連業務周知のための説明資料の配布を行うなどして、国選弁護等関連業務に関する制度周知に取り組んだ。 これらの取組の結果、国選弁護人契約弁護士の契約者数及び国選付添人契約弁護士の契約者数ともに令和3年度まで、毎年度増加した。				本部及び全地方事務所において、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関と連携しつつ説明会や協議会・意見交換を実施したり、説明資料を配布するなどして、一般契約弁護士・司法書士の確保を図った結果、民事法律扶助契約弁護士、民事法律扶助契約司法書士、国選弁護人契約弁護士、国選付添人契約弁護士、被害者参加弁護士契約弁護士、DV等被害者援助弁護士の契約者数がいずれも令和3年度まで毎年度増加した。 また、地方事務所において民事法律扶助業務に関する講習会を実施したほか、説明会や協議会を複数回にわたり実施し、さらに、国選弁護等関連業務や犯罪被害者支援業務に関しても、研修、説明会及び協議会を実施したり、説明資料を配布するなどして、各制度を周知し、より深い理解を求めることで、一般契約弁護士・司法書士が提供するサ		中期目標期間を通じて、説明会や協議会等を実施するなどして、弁護士会・司法書士会と適切な連携関係を築き、各種契約弁護士数・司法書士数を着実に増加させるとともに、説明会や研修などを継続的に実施するなどし、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に努めた。 以上のような取組は、令和3年度においても引き続き実施されるものと考えられることから、中期目標を達成することが見込まれる。 なお、中期目標期間を通じて、弁護士・司法書士の全体数の増加幅に比して契約人数の増加幅が小さく、とりわけ、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が小さいことについては、原因及び改善策の検討を期待したい。		中期目標期間を通じて、弁護士会・司法書士会と連携し、協議会等を実施して各制度に対する理解を求めることなどにより、各種の契約弁護士数・司法書士数を毎年度増加させるとともに、研修等を適切に実施することなどにより、弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に努めた。 したがって、中期目標を達成したと認められる。 なお、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が、国選弁護人契約弁護士数等の増加幅と比較しても鈍化していることについては、その原因及び改善策の更なる検討が求められる。	
3 被害者参加弁護士契約弁護士及びDV等被害者法律相談援助契約弁護士の確保 (1) 被害者参加弁護士契約弁護士の確保 中期目標期間を通じて、本部においては、日本弁護士連合会との協議の場で、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、被害者参加人のための国選弁護制度の周知を図り、契約弁護士の確									

保に努めた結果、契約弁護士数は、令和３年度まで、毎年度増加した。 (2) DV等被害者法律相談援助契約弁護士の確保 中期目標期間を通じて、本部においては、日本弁護士連合会との協議の場で、同連合会の犯罪被害者支援委員会委員、両性の平等委員会委員及び子どもの権利委員会委員に対し、DV等被害者法律相談援助の運用状況を説明するとともに、DV等被害者法律相談援助契約締結に向けての協力要請を行った。また、地方事務所においても、説明会や協議会を通じて、DV等被害者法律相談援助制度の周知を図り、契約弁護士の確保に努めた結果、契約弁護士数は、令和３年度まで、毎年度増加した。 4 サービスの質の向上 中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 (1) 民事法律扶助業務 前記１の講習会や説明会、協議会において、依頼者への制度説明、適切な事件管理と報告の徹底を求めるなどし、民事法律扶助制度に対するより深い理解を求めることで弁護士・司法書士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするよう努め、サービスの質の向上を図った。 (2) 国選弁護等関連業務 ア 研修、協議会、説明会等の実施 大多数の地方事務所（支部を含む。）において、新規登録弁護士を対象として、国選弁護・付添制度の研修、裁判員裁判の受任に関する説明会、被疑者国選対象事件拡大に伴う意見交換会又は大型連休を含む休日国選業務に関する協議会など、刑事弁護に関連した研修、協議会、説明会等を実施した（弁護士会等との共催を含む。）。 イ 報酬請求に関する規程等の周知 諸規程の正確な理解が的確な報告と過誤事案の防止にとって重要であるため、全地方事務所において、契約弁護士（契約弁護士になろうとする新規登録弁護士を含む。）に対して、改訂後の報告書様式のホームページ掲載箇所の案内、「国選弁護報酬及び費	サービスの質の向上を図った。 以上から、中期目標を達成したしたものとする。		
--	---	--	--

用についての基本的な説明」（改訂版を含む。）の配布、接見資料の提出に関する留意点を記載した文書の配布、並びに、通訳料基準・翻訳料基準の取扱いに関する各改正、被疑者釈放後の国選弁護人の復路交通費に係る取扱い及びいわゆるＡＴＭ窃盗事案における特別成果加算に係る取扱いの各変更等の周知を行った。 (3) 犯罪被害者支援業務 全地方事務所において、犯罪被害者に対する法的支援を適切かつ充実したものとするため、被害者参加人のための国選弁護制度及びＤＶ等被害者法律相談援助並びにこれらの制度に関連する法律業務につき、説明会や協議会等を実施した。			
---	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅰ．総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－4	事務所の存置等		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある、また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
出張所数	(参考指標)	—	10か所	10か所	10か所	5か所	(参考情報) うち2か所が被災地出張所 平成29年度：11か所（うち7か所が被災地出張所）
扶助・国選対応地域事務所数	(参考指標)	—	4か所	3か所	3か所	3か所	(参考情報) 平成29年度：4か所
司法過疎地域事務所数	(参考指標)	—	35か所	34か所	34か所	34か所	(参考情報) 平成29年度：35か所

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・2(3) 事務所の存置等 事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法過疎地域事務所については、以下の見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。 ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等を踏まえつつ、組織の在り方を見直しを進める。 ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。
中期計画	I・2(3) 事務所の存置等 事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえた見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方を見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。 なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。

主な評価指標		事務所の業務実施体制の見直しに向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 出張所		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間を通じて、以下の取組を実施した。		出張所については、中期目標期間を通じて、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等の把握・分析に努めるとともに、出張所が設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を行った結果、被災地出張所については、令和3年3月に5出張所を廃止し、それ以外の出張所については、平成30年6月に池袋出張所を東京地方事務所に統合するに至った。 扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で、本部で諸要素を総合勘案して必要な見直しを行った結果、新規設置は行わなかったが、いずれも1か所ずつ廃止するに至った。 令和3年度においても、以上の取組を継続したことから、中期目標を達成したものと考える。		出張所については、中期目標期間中、業務量、需要等を分析するなどして必要な見直しを行い、1つの出張所を地方事務所に統合したほか、5つの被災地出張所について、復興状況、需要等を勘案し、関係機関等とも協議の上で、廃止するなど、組織運営の合理化が適切に実施されている。 扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、関係機関の意見を聴取した上で検討を重ね、いずれも1か所ずつ廃止した。 このように、事務所等の存置の必要性につき検討を重ねて統廃合を実施しており、令和3年度においても、継続して必要な見直しに向けた検討が行われるものと考えられることから、中期目標を達成することが見込まれる。 もともと、中期目標期間を通じて、出張所、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎		出張所については、中期目標期間を通じて、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析し、必要な見直しを行い、1つの出張所を地方事務所に統合し、5つの被災地出張所を廃止した。 また、扶助・国選対応地域事務所及び司法過疎地域事務所については、関係機関等から意見を聴取した上で検討を行い、それぞれ1か所ずつの地域事務所を廃止するなど、組織運営を合理化する方向での見直しを進めた。 中期目標期間中に出張所や地域事務所を新規開設するには至らなかったものの、新たに作業部会を設立し、新規開設すべき地域の検討や、地元弁護士会との協議を行うなどし、新規開設に向けた取組を継続した。 以上の事情により、中期目標を達成したと認められる。 なお、司法過疎地域事務所	
(1) 被災地出張所							
被災地出張所については、関係機関や出張所が設置されている地方事務所の執行部と協議を行うなどして、必要な見直しに向けた検討を継続した。 また、震災特例法が令和3年3月31日を限りに効力を失うことも踏まえ、諸事情を検討した結果、同日をもって5出張所（南三陸出張所、山元出張所、東松島出張所、大槌出張所及び二本松出張所）を廃止した。							
(2) (1)以外の出張所							
地方事務所と地理的に近接する出張所については、業務量、利用者の利便性、地域における法的ニーズ等を把握・分析し、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を継続した結果、池袋出張所を平成30年6月に東京地方事務所に統合した。							
2 扶助・国選対応地域事務所							
設置可能性のある地域について、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統廃合の当否等といった要素も含めて、本部で総合勘案した結果、中期目標期間中の新規設置は行わなかったが、平成31年3月31日をもって松本地域事務所を廃止した。							
3 司法過疎地域事務所							
(1) 設置・存置等についての検討							
司法過疎地域事務所の設置基準を踏まえ、設置可能性のある地域について、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取した上で、当該地域の法律事務取扱業務量、採算性、既存の事務所の統廃合の							

当否等といった要素も含めて、本部で総合勘案した結果、中期目標期間中の新規設置は行わなかったが、平成31年3月31日をもって八戸地域事務所を廃止した。 新規設置については、日本弁護士連合会との間で、従前の定例会議に加え、新たに作業部会を設け、それを継続しつつ、新規設置すべき地域の検討を行った上、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、設置に向けた協議をするなどしたが、令和3年度までには設置の実現には至らなかった。 (2) 常勤弁護士の配置人数についての検討 司法過疎地域事務所ごとに取り扱う事件の種類・件数等を分析した結果に基づいて、常勤弁護士の配置人数の見直しを行い、各事務所の業務量等に応じ配置を進めた。		地域事務所のいずれについても新規の開設がなされていない。この点については、総合法律支援の理念を後退させることのないよう、新規の設置等に向けた具体的な検討を行い、その結果が示されることを期待したい。	の新規開設については、各地域の需要の適切な把握、日本弁護士連合会等との協議等の取組を継続することが期待される。
--	--	---	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅰ. 総合法律支援の充実のための措置に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－5	関係機関等との連携強化		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	各地方事務所において地方協議会を 毎年度開催する	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	49地方事務所	48地方事務所	50地方事務所	(参考情報) 平成30年度の合計回数：94回 平成31／令和元年度の合計回数：75回 令和2年度の合計回数：57回 令和3年度の合計回数：66回
	地方公共団体、福祉 機関・団体への 業務説明を年度計画 で定めた回数実施する	1,000回以上	1,000回以上	1,013回	716回	—	556回	(参考情報) 令和2年度の合計回数：618回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第3・3 関係機関等との連携強化 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、関係機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により、関係機関等との連携強化を図る。 【指標】 ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。
中期計画	I・3 関係機関等との連携強化 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。

主な評価指標		関係機関等との連携強化に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)		
	評価	B	評価	B	評価	C	
1 関係機関連絡協議会の開催		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
本部において、中期目標期間を通じて、毎年度、関係機関連絡協議会を開催し、関係機関・団体との連携強化に努めた。		本部においては、関係機関連絡協議会を開催、地方事務所においては、地方協議会をそれぞれ開催することで、関係機関との更なる連携強化を図った。また、各地の取組については、支援センターのグループウェアに掲載して、参考となる事例を全国の地方事務所にも共有した。		中期目標の指標である「各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する」という点については、中期目標期間を通じて平成30年度しか達成されていない。オンライン形式だけでなく、アンケート形式によることも認めるなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも開催可能な方法があったにもかかわらず、2年度続けて開催できていない地方事務所が存在する上、開催回数も減少し続けているため、これらの点については、原因の分析等が不可欠であり、令和3年度においては改善が強く求められる。		中期目標の指標である各地方事務所における地方協議会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和元年度及び令和2年度は目標を達成できなかったものの、地方協議会をオンラインで開催するなどの工夫により、令和3年度は、全地方事務所において地方協議会を実施した。	
2 地方協議会の開催		地方協議会の指標については、平成31年度に達成した後、令和元年度及び同2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、これを達成することができなかったが、複数の地方事務所において、地方協議会をオンラインで開催するなど工夫をした結果、令和3年度には、再び全地方事務所において地方協議会を開催することができた。		また、地方公共団体、福祉機関等に対する業務説明についても、減少傾向が進んでおり、この点に関する改善策を講じることも必要である。		もっとも、もう一つの指標である地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明の実施について、目標を達成したのは平成30年度のみにとどまり、令和元年度以降は実施回数が減少傾向にある（なお、令和2年度は、年間計画で実施回数を定めなかった。）。	
令和2年度に引き続き、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、オンライン形式で開催するなどの取組を継続して行い、実施結果及び聴取した意見等を踏まえて、新たな連携の在り方や連携先を検討した。		地方公共団体、福祉機関・団体に対する開催日時を決めて実施する方式の業務説明（オンラインを含む）については、平成30年度を除き達成		他方で、ホームページを活用した連携の在り方を模索してそれを実践しているほか、Y o u T u b e 動画を作成し、令和3年度からはそれを		令和2年度以降の実施回数減少の要因としては、前記感染症の感染拡大により、対面での業務説明が困難であったことに加え、福祉機関等が、同感染症に起因する各種事務等の対応のため、オンラインを活用したとしても業務説明	
3 関係機関・団体との連携について							
(1) 関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を全国で実施した。							
新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、オンラインによる業務説明会を実施したほか、以下のとおり、動画配信（YouTube）による業務説明を推進した。							
ア 地方公共団体、福祉機関・団体向け動画（福祉と司法の連携シリーズ）の作成							
(ア) 法テラスの使い方～地域福祉機関との連携～（令和3年度再生回数1,498回）							
(イ) セーフティネットとしての法的支援（同再生回数717回）							

(ウ) 福祉の現場にひそむ法的リスクシグナルの見つけ方（同再生回数480回） (エ) 上手な法的支援の使い方 福祉と司法の座談会（同再生回数709回） イ 福祉機関等を通じた動画の周知 (ア) 困窮者支援情報共有サイトへの掲載 (イ) 地域福祉・ボランティア情報ネットワークメールニュース（社協版）への掲載 (ウ) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修における周知 (エ) 生活困窮自立支援全国研究交流大会における周知 (オ) 生活保護担当ケースワーカー全国研修会における周知 (カ) 雑誌「生活と福祉」（全国社会福祉協議会出版部）への掲載 (2) 厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業「権利擁護支援の地域連携ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」を実施し、今後、都道府県や福祉機関・団体の職員等を対象として実施が予定されている研修の教材として、権利擁護支援における福祉と司法の連携の意義や支援センターの活用方法等を解説する動画を作成した。 (3) 平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助に関しては、被災各県の地方事務所において、地方公共団体、弁護士会等の関係機関からの問合せに対する制度説明や協議等を随時行ったほか、地方協議会の場や、地方公共団体や関係機関主催のイベントにおいて被災者法律相談援助を周知したり、地方公共団体を訪問してチラシの配布を依頼するなど、これまでの連携をいかして迅速な被災者支援を行った。 (4) 地方事務所における関係機関との連携を促進するため、本部において、関係府省庁との連携を深め、支援センターの業務に対する協力要請を行ったり、協力体制を構築している。 例えば、成年後見制度利用促進及び同制度に関連する施策について厚生労働省社会・援護局との間で連携を図っているほか、DV被害、性被害・性暴力被害に対する支援について内閣府男女共同参画局との間で組織的な連携・協力を進めることを確認するなどしてい	できなかった。その原因は地方協議会と同様に、①新型コロナウイルス感染症が終息せず、対面による業務説明が困難であったことに加え、②関係機関側も同感染症に起因する各種対応（緊急小口資金及び総合支援資金申込の激増、生活保護申請の増加、感染リスクの高い高齢者・障がい者関係機関における感染症対策の徹底等）のため、支援センターの業務説明に参加する余裕がなかったことにあると考えられる。 このような状況を踏まえ、支援センターは、上記①②を解決する業務説明の方式として、地方公共団体、福祉機関・団体に対して、感染リスクゼロで、いつでも・どこでも見ることのできる動画配信による業務説明を推進した。令和3年度におけるこれらの福祉機関向け動画の再生回数は合計3,404回である。動画配信による業務説明の実績も考慮すれば、業務説明についての指標も、全体として達成したものとする。 以上に加え、厚生労働省令和3年度社会福祉推進事業「権利擁護支援の地域連携ネ	活用した業務説明が実施されることに加え、令和2年度に外国人在留支援センター（フレスク）内に設置された国際室においては、同センター内に同居する関係機関と緊密な連携等が期待される。 以上の事情からすれば、令和3年度において全地方事務所において地方協議会が実施されるよう改善が行われることを前提とした上で、さらに、地方公共団体、福祉機関等に対する業務説明に努めるとともに、上記に掲げたホームページやY o u T u b e動画を活用した新たな取組を継続して実施し、国際室等における関係機関等との更なる連携強化が図られることを期待することとし、「B」と評価することとした。 なお、令和3年度においても、前記感染症拡大の影響により、対面での連携が困難な状況が続くことが想定されるため、地方協議会や業務説明の在り方について、十分な検討を期待したい。	に参加することが困難であったことなどが考えられる。 もっとも、令和3年度においては、同感染症の影響が残ることを前提とした上で、業務説明の実施回数の目標を年度計画で1000回と設定しており、それにもかかわらず、実施回数が目標の半数程度にとどまったこと対しては、厳しい評価を与え得ざるを得ない。 この点について、福祉機関等向けのY o u T u b e動画を作成し、周知・配信することにより、動画による業務説明を試みるなどして、業務説明会の実施回数の不足を補うように努めたことは評価できる。しかし、前記動画については、一人で視聴した場合や動画の一部のみを視聴した場合にも、再生回数が1回と計上されるのに対し、対面又はオンラインによる業務説明会を開催すれば、1回当たり相当数の参加者が業務説明を最後まで受けることが見込まれること等を考慮すれば、前記動画の配信によって、業務説明の実施回数の未達分を補ったとまでは認められない。 そのほか、被災者法律相談
--	---	--	---

る。 4 国際室設置とフレスク入居機関等との連携強化 令和2年7月の外国人在留支援センター（フレスク）の開業に合わせて、フレスク内に本部国際室を設置した。国際室では、フレスク入居機関に寄せられる様々な相談のうち、法律問題や生活問題に関するものについて積極的に引継ぎを受けるなどして、連携を図った。また、週1回の運営協議会で各機関の相談対応状況やイベント情報を共有するとともに、必要に応じて各機関の相互理解を図るための勉強会を開催した。 また、出入国在留管理庁が新型コロナウイルス感染症対策として設置した電話相談窓口（FRESCヘルプデスク）に寄せられた様々な相談のうち、法律問題や生活問題に関するものについて、国際室において積極的に引継ぎを受けて連携を図った。 さらに、自治体や一元的相談窓口の相談員を含む全国の外国人支援者向けにオンラインセミナーを10回試行し、支援センターの業務を様々な現場で外国人支援に携わる人々に周知するとともに、要請に応じて他機関主催の研修に講師を派遣し、これらの人々の法的支援に関する知識獲得に貢献した。	ネットワーク強化に向けた都道府県の支援体制強化のための研修のあり方調査研究事業」を実施するなどして、福祉と司法の連携を促進した。 また、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助については、これまでの関係機関・団体との連携をいかした迅速な支援を行った。 さらに、令和2年度に外国人在留支援センター（フレスク）内に設置された本部国際室において、運営協議会や各種の検討会、勉強会を通じてフレスク入居機関との連携を深めたほか、外国人支援者向けにも支援センターの業務を周知するなどし、外国人支援に関する連携強化を図った。 以上を踏まえれば、全体として中期目標を達成したものと考える。		援助に関する地方公共団体や弁護士会等との協議、国際室におけるフレスク入居機関からの相談の引継ぎなど、各種関係機関等との連携強化を図ったことは評価に値するものの、指標の目標をいずれも達成できたのは平成30年度のみにとどまることや、令和3年度は業務説明の実施回数に関する目標を大きく下回り、見込評価とは前提事情が異なると言わざるを得ないこと等を考慮し、前記評定とした。 なお、今後、Y o u T u b e 動画を業務説明の代替手段として使用する場合は、視聴人数、視聴方法、感想等を把握するためのアンケートを実施するなど、動画の効果を検証するための工夫を取り入れることが期待される。 また、外国人に対する法的支援に関し、外国人支援に詳しい弁護士等の活用や、外国人支援者との連携等に向けた更なる取組にも期待したい。
---	---	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－6	適切な情報提供の実施		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	利用者満足度調査 における評価	5段階評価で平均 4以上の評価の維持	4	4.4	4.4	4.3	4.5	(参考情報) 平成29年度の調査結果：4.14
	コールセンターの 対応件数	(参考指標)	—	362,709件	395,100件	349,533件	377,753件	(参考情報) 平成29年度：339,344件
	多言語対応件数	(参考指標)	—	3,949件	4,725件	5,260件	6,065件	(参考情報) 平成29年度：3,163件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(1) 適切な情報提供の実施 利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。 情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。 また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。 【指標】 ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。
中期計画	Ⅱ・1(1) 適切な情報提供の実施 ア 利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。 イ 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。 ウ 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。

主な評価指標		情報提供業務の質の向上に向けた取組状況	
支援センターの業務実績・自己評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)
	評価	A	設定 A
1 利用者の多様なニーズへの対応	評価に至った理由		評価に至った理由
(1) 災害や新型コロナウイルス感染症に関する取組	利用者の多様なニーズに対応するため、FAQの文言・構成の見直しを継続した。また、社会情勢の変化に対応した情報や、関係機関の情報を入手するなどし、FAQや関係機関のデータベースを、随時、追加修正するなどした。特に、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応では、Q&Aの作成・更新と情報提供を行うとともに、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対しては、法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。		利用者満足度調査において、中期目標期間を通じて、毎年度、5段階評価のものについては平均4.3以上、3段階評価のものについては平均2.9といずれも高い水準を維持しているが、より質の高いサービスの提供を目指して、情報提供職員の配置を工夫しつつ、第三者による客観的評価の活用や情報提供職員に対する研修等を積極的に実施するなどしている。
平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応として、ホームページ上に特設ページを開設し、Q&Aを掲載するなどして速やかに情報提供を行うとともに、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対しては法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備を速やかに行うなど、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。			情報提供の利用者満足度調査における評価は、中期目標期間を通じて、5段階評価のものについては平均4.3以上を維持し、3段階評価の多言語情報提供サービスについても2.9という高評価を維持するなど、目標を大きく上回る評価を得たのみならず、情報提供担当者に対するフィードバックや研修を適切に実施するなど、サービスの質の更なる向上を図っている。
(2) 外国人のニーズへの対応	利用者の多様なニーズに対応するため、FAQの文言・構成の見直しを継続した。また、社会情勢の変化に対応した情報や、関係機関の情報を入手するなどし、FAQや関係機関のデータベースを、随時、追加修正するなどした。特に、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症への対応では、Q&Aの作成・更新と情報提供を行うとともに、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の被災者に対しては、法テラス災害ダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）による対応体制の整備等を速やかに行い、利用者が必要とする情報の迅速な提供に努めた。		また、ホームページ上のFAQや関係機関データベースを頻繁に更新したり、メールによる情報提供件数を増加させるなど、変化する利用者の多様なニーズに柔軟に応えるとともに、社会情勢の変化や毎年度発生する各種大規模災害の発生、新型コロナウイルス感染症拡大等、困難な課題にも迅速に対応している。
ア 国際室での取組 令和2年7月に外国人在留支援センター（フレスク）内に本部国際室を設置し、外国人に特化して面談及び電話による情報提供を行った（多言語情報提供サービスを利用した601件を含む令和2年7月1日から令和4年3月31日までの対応実績は1,491件）。同一フロアに多数の機関が同居している利点をいかすべく、弁護士を配置し、必要に応じて他の入居機関からの引継ぎ・同席相談にも対応している。これに加え、地方自治体等の外国人相談・支援窓口や地方事務所職員からの相談・問合せにも随時対応した。 外国人の法的支援に必要な知識を持った弁護士を全国に増やして外国人相談者のニーズに適切に応えるべく、常勤弁護士等を対象に外国人支援研修を9回開催した。			また、フレスク内に設置された国際室において、他機関からの引継ぎ、同席相談に対応するなどしたほか、多言語情報提供サービスの利便性を向上させ、多言語情報提供の件数を毎年度増加させるなど、外国人支援のニーズ拡大
イ 多言語による情報提供	外国人在留支援センター（フレスク）内に設置した本部国際室において、フレスク		さらに、外国人のニーズへの対応として、多言語情報提供サービスの対応言語の充実
外部委託による通訳サービス業者を通じ、電話による多言語情報提供サービスを継続して実施するとともに、中期目標期間中、以下の取組を実施した。			

・ 同サービスの回線数を3回線から10回線に増設 ・ 対応言語を3言語追加（ネパール語、タイ語及びインドネシア語。令和4年3月末現在、10言語に対応） ・ 令和2年度に「新型コロナウイルス感染症Q&A」及び「身近なトラブルQ&A」を多言語で作成し、ホームページに掲載 ウ 地方事務所での取組 外国人利用者のためのスムーズな連携を図り、外国人向け専門相談や指定相談場所の充実に向けて、外国人住民の多い地域を中心に外国人支援をテーマとする地方協議会等を18回開催した。 エ 職員の対応能力向上のための取組 外国人利用者を始めとする言葉の壁を抱える利用者への対応能力を向上させるため、東京出入国在留管理局在留支援部門が主催する「やさしい日本語研修」をコールセンター及び地方事務所等の職員が受講した。 (3) F A Qの追加更新・活用 中期目標期間を通して、F A Qをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。 ・ F A Qの随時更新及び更新件数増加 ・ 「キーワード検索」で表示されるよく利用されるF A Qをホームページ上で継続公開 ・ 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨の災害の発生を受け、新たな被災者支援のためのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載。また、被災地の現状に鑑み、リーフレットを作成し、一部被災自治体に配布 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、新たな新型コロナウイルス感染症の影響による法的トラブルについてのQ&Aを迅速に作成の上、ホームページ上に掲載 <各ページの閲覧人数> ・ 平成30年7月豪雨Q&Aページ閲覧人数：6,871人 ・ 平成30年北海道胆振東部地震Q&Aページ閲覧人数：3,753人	入居機関との同席相談を行ったり、地方自治体や地方事務所からの相談・問合せに対応するなど、早期の問題解決に寄与した。また、常勤弁護士等を対象とする外国人支援研修の開催、地方事務所における外国人向け専門相談等の充実に向けた取組を行うなど、外国人のニーズ拡大に適切に対応した。多言語情報提供サービスについては、対応言語数を更に増やし、外国人のニーズ拡大に適切に対応した。 情報提供担当者に対しては、第三者による客観的評価の結果を踏まえ、電話応対等に関する対処方法につき、音声ログのフィードバック等、実効的な研修を実施した。また、法改正等に対応して作成したF A Qを配布して研修を実施した。さらに、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実にかつ円滑に行うために、コールセンターにおける資力要件確認やコールセンターへの電話の転送等を行うことにより、サービスの質の向上を図った。加えて、地方事務所の情報提供専門職員に対する研修、意見交換会も実施	に努めて10言語まで増加させているほか、外国人在留支援センター（フレスク）内に際室を設置して、同センター内に同居する関係機関と緊密に連携を図るなどし、外国人に対する情報提供等の支援を充実させている。今後、外国人に対する法的支援のニーズは更に高まるものと考えられるため、引き続き、支援体制の拡充を期待する。 以上のような取組状況等からすれば、中期目標を上回る成果が見込まれる。	に適切に対応した。 そのほか、F A Qや関係機関のデータベースの更新、豪雨等の災害発生時のQ&Aの作成・更新や法テラス災害ダイヤル等による情報提供の実施、福祉機関等の支援を受けている方を弁護士等につなぐ取組など、利用者の多様なニーズに応じた質の高い情報提供を実施している。 以上の事情からすれば、中期目標を上回る成果が得られたと認められる。 なお、次期中期目標期間においては、引き続き、対面や電話による情報提供を適切に実施するとともに、ホームページのF A Qの更なる充実、チャットボット等の活用により、情報提供の手段を多様化させることが期待される。
--	---	---	--

- 令和元年台風第15号Q&Aページ閲覧人数：5,442人 - 令和元年台風第19号Q&Aページ閲覧人数：6,473人 - 令和2年7月豪雨Q&Aページ閲覧人数：5,212人 - 新型コロナウイルス感染症Q&Aページ閲覧人数：168,411人 (※各ページの閲覧人数は掲載年度における実績。ただし、新型コロナウイルス感染症については継続して掲載しているため、令和2年度～令和3年度の累計実績を記載した。) - 債務整理、労働、民法改正、離婚、労働に関するFAQについて、業務経験の少ない職員でも適切なFAQを選択できるようFAQの見直しや、法律相談をちゅうちょしている方がその必要性を理解できるフレーズを追加する等の見直しを継続 <平成30年度～令和3年度FAQ更新等件数> - 新規追加件数：169件 - 更新件数（利用のないFAQの登録抹消等を含む。）：1,303件 （なお、これらを含むFAQ登録総件数：5,105件（うち震災関連506件）） (4) 関係機関データベースの更新・追加 データベースをより一層充実させるために、以下の取組を実施した。 - 関係機関データベースの継続的な更新及び新規登録 - 関係機関と連携し、データベースの情報を一括収集するなど追加更新方法を見直し、統一的な整備を実施 「相談窓口検索」のホームページ上での継続公開 <平成30年度～令和3年度関係機関データベース更新等件数> - 新規に追加した関係機関の窓口件数：約590件 - データベースの更新件数（利用のない窓口の登録抹消等を含む。）：約10,100件 （なお、これらを含む関係機関登録件数：約22,000件） 2 質の高いサービスの維持・向上	し、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。 福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる取組の継続に加えて、4か所の地方事務所・支部において、生活上のトラブルを抱える利用者を福祉機関等に取り次ぐなどの連携モデルを構築し、双方向の連携による取組の試行結果を全国の地方事務所に共有するとともに、面談によるきめ細やかな情報提供の効果的な方法を検討した。その結果を踏まえ、第5期中期目標期間以降の、地方事務所における情報提供業務の基本方針を策定し、地方事務所に通知した。 利用者満足度調査では、4年度連続で平均4.3以上の評価を得るとともに、外国語話者に対するアンケートでは、4年度連続で3段階評価で2.9という高水準を達成した。 なお、令和2年度においてコールセンターの対応件数は減少しているが、これは新型		
--	---	--	--

中期目標期間を通して、以下の取組を実施した。 (1) 情報提供担当者のサービスの質の向上 ア 社会福祉士資格等を有する職員の配置と第三者による客観的評価の活用 福祉機関等との連携を強化するため、全国に社会福祉士資格等を有する職員を配置できるよう採用に努めた。 また、第三者による客観的評価に基づき、コールセンターのオペレーターに対し個別に指導を行うとともに、当該評価による指摘を踏まえ、コールセンターや本部における研修計画・内容の充実に努めた。 イ 研修等 F A Q・関係機関データベースからの適切な情報を抽出するスキルの向上を図るため、オペレーター等の研修用として相談分野別に作成した講義DVDを地方事務所等の全職員に共有し、これを活用した研修を地方事務所等で実施した。 また、地方事務所間をオンラインで結び、地方事務所における対応困難なケースへの対応の検討や、地方独自の取組等を共有する意見交換の機会を設けたほか、外国籍住民が多い地域に所在する地方事務所の情報提供専門職員に対して、外国人の法的支援に関するオンライン研修を実施するなどし、支援センター全体の情報提供業務の質の向上に向けた取組を実践した。 ウ 法改正等への対応 コールセンターでは、総合法律支援法改正、刑法改正、刑事訴訟法改正、ギャンブル依存症対策基本法の制定、民法改正等に伴い、F A Qが追加・更新されたため、これを迅速にオペレーターの研修に利用して周知を図った。 (2) 最適な支援への橋渡し 利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実に円滑に行うために、地方事務所のナビダイヤルに振分機能の導入、地方事務所からコールセンターへの電話転送（内線転送）、資力要件確認サービスの実施、話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）等のコールセンターへの自	コロナウイルス感染症対策による業務縮小等の理由によるものであり、その様な状況下でも可能な限りの対応ができたと考えている。実際に、メールによる情報提供件数は前年度を上回ったほか、ホームページの新型コロナウイルス感染症Q & Aページの閲覧人数（令和2年度）が多数に上るなど、新型コロナウイルス感染症の影響に即した方法による情報提供については、実績が増加していた。 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症に関する影響を脱し、コールセンターの対応件数は過去10年度において2番目に多い件数、特にメールによる情報提供件数は過去10年度で最も多い件数を記録した。 以上から、中期目標を上回る成果を達成したものと考えてる。		
---	--	--	--

動転送（話中転送及び無応答転送）など、コールセンターを一層活用することにより、情報提供業務を効率的に運用した。

＜平成30年度～令和3年度の状況＞

- ・ コールセンターにおける資力要件確認サービス件数
：168,501件
- ・ 話中転送及び無応答転送件数：186,282件
- ・ 内線転送件数：49,364件
- ・ メールによる情報提供件数：208,129件

3 地方事務所の特性をいかした取組等

(1) 地方事務所における情報提供

中期目標期間を通じて、全ての地方事務所において、以下のとおり、多数の問合せに対応している。

○ 地方事務所の対応件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
206,269件	200,333件	202,211件	216,639件

(2) 地方事務所の特性をいかした取組

福祉機関等関係機関の支援を受けている方で、法的トラブルを抱えている方を弁護士・司法書士につなげる従前の取組に加えて、4か所（長野、阪神、滋賀、青森）の地方事務所・支部において、法的トラブル以外の生活上の問題を抱える支援センターの利用者を自立相談支援機関や地域包括支援センターなどの福祉機関等に取り次ぐ取組の試行を継続した。

○ 4か所の事務所（長野、阪神、滋賀、青森）における福祉機関への取次件数

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
55件	52件	46件	32件

また、令和元年度に上記4事務所の取組方法を全国の地方事務所と共有するとともに、地方事務所の特性である面談によるきめ細や

かな情報提供を効果的に実施する方法についても10か所（神奈川、長野、新潟、阪神、滋賀、富山、鳥取、宮城、函館、香川）の地方事務所・支部において令和元年度から試行を継続した。 4 アンケート調査の実施 中期目標期間を通して、以下の取組を実施し、満足度の把握に努めた。 (1) ホームページにおけるアンケート （満足度：5段階評価） ・平成30年度 4.0 - 令和元年度 3.9 - 令和2年度 3.8 - 令和3年度 4.2 対象者：地方事務所等、コールセンター、メールによる情報提供の利用者 調査手法：ホームページ上でのウェブによる利用者アンケート 調査内容：職員対応、内容の的確性、認知経路、利用状況 (2) コールセンターにおけるアンケート （満足度：5段階評価） ・平成30年度 4.8 - 令和元年度 4.7 - 令和2年度 4.8 - 令和3年度 4.8 対象者：コールセンター利用者 調査手法：情報提供利用直後にガイダンスによるアンケート実施 調査内容：オペレーターの対応についての満足度 (3) 地方事務所等におけるアンケート （満足度：5段階評価） ・平成30年度 4.4 - 令和元年度 4.5 - 令和2年度 4.4			
--	--	--	--

令和3年度 4.4 対象者：面談による情報提供を受けた利用者 調査手法：情報提供利用直後に用紙交付によるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度 (4) 多言語情報提供サービスにおけるアンケート (満足度：3段階評価) ・平成30年度 2.9 - 令和元年度 2.9 - 令和2年度 2.9 - 令和3年度 2.9 対象者：多言語情報提供サービスの利用で、アンケートへの協力に了承した者。年度によって対象言語を変更している。 (平成30年度：英語、ポルトガル語 令和元年度：中国語、ベトナム語、タガログ語 令和2年度：英語、韓国語、ネパール語、タイ語 令和3年度：スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語) 調査手法：情報提供直後に通訳業者の聴き取りによるアンケート実施 調査内容：職員の対応についての満足度			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－7	法教育事業		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般市民向け法教育企画について、 年度計画で定めた 回数実施する	100回以上	100回	148回	135回	—	114回	(参考情報) 令和2年度の合計回数：100回 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。 ※令和3年度は数値目標を50回に定めた。	
一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする	4,000人以上	4,000人	6,828人	7,956人	—	—	(参考情報) 令和2年度の合計参加人数：5,425人 ※令和2年度は年度計画において、数値目標を定めていない。 令和3年度の合計参加人数：4,654人 ※令和3年度は年度計画において、参加人数についての数値目標を定めていない。	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・1(2) 法教育事業 法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。 【指標】 ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。 ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。

中期計画	Ⅱ・1(2) 法教育事業 法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。
------	--

主な評価指標		法教育に資する情報の提供等に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)		
	評価	A	評価	A	評価	A	
1 基本方針・実施計画の策定 支援センターが取り組むべき法教育事業とは、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的とした取組であると定め、以下の計画を策定した。 (1) 具体的な取組として、一般市民向けのシンポジウム、イベント、講演、講座等を実施する。令和元年度以降は、若年層を意識し、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施する。 (2) シンポジウム、イベント、講演等は地方事務所が中心となり、学校教育向けの取組や矯正施設等での講話等は常勤弁護士が中心となることで、各地の実情に応じて実施する。また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症に係る政府や地方自治体の方針等を踏まえて、同感染症に係る問題に直面した社会や国民生活の状況に応じた内容とするとともに、オンラインセミナー等、多数の参加者を同時に会場に集めることなく事業を実施するための効率的かつ効果的な方法等を検討しつつ、感染対策に十分配慮した上で実施する。 (3) 本部において、法教育事業に関するホームページでの情報発信、地方事務所が法教育企画を立案する際の参考とするための法教育教材などの資料の共有に重点的に取り組む。		評価に至った理由 法務省その他の関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援センターの法教育事業を、主に一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、これに沿った実施計画の策定・実施に取り組んだ。 全地方事務所において、一般市民に向けて開かれた企画を実施するなど各地において工夫を凝らしながら、一般市民向け講演会等を多数回実施し、法教育事業の充実を図った。 これらの取組により、平成30年度及び令和元年度における法教育企画の実施回数及び参加人数は、達成目標を大きく超えることができた。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施回数等の見通しを立		評価に至った理由 一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めるという目的の下、中期目標期間を通じて、全ての地方事務所において、一般市民に向けて開かれた法教育企画を計画・実施しながら、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度においては、オンラインセミナー等を活用するなどして工夫を凝らし、また、新たな取組として、YouTube動画を作成するなど、法教育の更なる充実に努めているものと認められる。 法教育企画の実績を見ても、平成30年度及び令和元年度においては、中期目標を上回る成果を上げたものであり、この点は高く評価できる。 新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度におい		評価に至った理由 中期目標期間を通じ、主に一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めるという目的の下、毎年度100回以上の一般市民向けの法教育企画を実施し、同企画への参加人数は毎年度4000人を上回っており、2つの指標の目標を達成した。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、対面での講演会等の開催が困難となったため、令和2年度は法教育企画の回数及び参加人数の目標を設定せず、令和3年度も参加人数の目標を設定しなかったものの、オンラインを活用するなどして適切な感染防止対策を講じた上、法教育企画の実施を継続し、令和元年度以前の回数及び参加人数に関する目標を超える実績をあげた点は、高い評価	
2 法教育事業の取組 前記1の方針等を踏まえ、中期目標期間を通して、以下の取組を実施した。 (1) 法教育事業の実施状況							

全地方事務所において、一般市民向けの講演会、意見交換会、常勤弁護士等による学校における出前授業等のほか、具体的事例を取り入れるなど、一般市民に向け、地域住民等の法的問題に関する対応能力の向上につながる法教育事業を企画し、各地において工夫を凝らしながら実施した。 また、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮した法教育事業を企画するなど、新型コロナウイルス感染症の影響下における法教育事業の充実を図った。 ＜具体的な事例＞ - リアルタイムで動画を配信し、これを視聴する方法により、オンラインで参加できるようにした。 3密を避けた会場における集合形式とオンラインを併用する方法により参加できるようにした。 - 講義風景を録画・編集した後、その動画を動画共有サイトに登録し、各自オンラインで動画を視聴する方法により参加できるようにした。 (2) 法教育事業に関するホームページでの情報発信 令和元年度に支援センターのホームページ上に「法とくらし」ページを新たに設け、法テラスが行う法教育についての説明や地方事務所が実施を予定する法教育イベントの告知、イベント実施後の報告を掲載した。地方事務所が効果的に発信できるよう、統一フォーマットを作成・周知し、それまでは地方事務所の各ページに掲載していた法教育イベント情報を、前記「法とくらし」ページに集約して掲載できるように改善した。 (3) 法教育実施事例集の作成と共有 法教育事業に関する計画に従い、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所が実施した法教育企画の内容を取りまとめた「法教育実施事例集」を本部で作成し、地方事務所に共有した。 (4) 法教育教材の共有 令和元年度に地方事務所で実施する一般市民向けの取組に関して、地方事務所で行う取組を標準化し、かつ事務の負担も軽減させ	てることが困難であったことから、年度途中で実施回数及び参加人数の目標を定めない計画に変更したものの、結果的には、変更前の目標（実施回数100回以上、参加人数4,000人以上）を達成する実績を上げることができた。 令和3年度においては、実施回数の数値目標を50回に定めたが、それを上回る114回の実績を上げることができた。参加人数の数値目標は定めていなかったが、4,654人の参加実績を上げることができた。なお、これらの実績は新型コロナウイルス感染症がまん延する以前の目標値（実施回数100回以上、参加人数4,000人以上）を超えている。 また、大学との共催による企画を実施することで若年層向けへの法教育の充実を図ることができた。 以上から、中期目標を上回る成果を達成したものと考える。	では、実施回数及び参加人数が前年度比では減少したものの、新型コロナウイルス感染症拡大による支障等がある困難な状況下においては、十分な成果を上げたものと評価できる。 令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症による業務への影響はなお残るものと考えられるが、それを十分に踏まえた法教育企画の計画・実施、実績の向上が実現されると思料されることから、中期目標を上回る成果を上げるものと見込まれる。 なお、知識や社会経験の乏しさゆえに法的トラブルに巻き込まれやすい若年層や外国人を対象とした法教育企画の更なる充実にも期待したい。	に値する。 そのほか、法教育に関する情報をホームページで発信したり、法教育実施事例集や法教育教材を地方事務所に共有したりしたほか、若年層や高齢者を対象とするものを含む法教育用動画を作成するなどし、法教育事業の充実を図っている。 以上の事情から、中期目標を上回る成果を得たと認められる。 なお、今後も、若年層や外国人等対象者の特性に応じた内容や方法による法教育が実施されることを期待したい。
--	--	--	--

るために、本部において平成30年度に作成した「法教育教材」について、地方事務所に共有した。また、地方事務所において、法教育企画を立案する際の参考とするために、地方事務所で実施した講演・講座等の法教育教材の一部を、他の地方事務所に共有した。 令和2年度には法教育での利用素材として、本部において1本3分程度の動画を4本製作し、法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて公開する準備をした（令和3年4月7日から公開）。 令和3年度には、本部において特に若年層向けの法的トラブルをテーマとした1本10分程度の動画を3本製作し、公開する準備をした（令和4年度に公開予定。）。 また、札幌地方事務所と本部が共同で1本20分程度の動画を2本（「成年後見編」・「養育費編」）製作し、YouTubeで公開した。			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－8	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえると、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる	中期目標期間を通じて増加	6,941件	6,941件	6,584件	5,240件	5,119件	
	連携を契機とした巡回・指定相談場所相談件数	(参考指標)	—	2,468件 ※	2,671件	1,282件	1,115件	(参考情報) ※ 前記「福祉機関との連携を契機とした法律相談援助件数」の内数
	連携を契機とした出張相談件数	(参考指標)	—	1,373件 ※	1,357件	1,372件	1,500件	(参考情報) 平成29年度：1,131件 ※ 同上
	特定援助対象者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	570件	668件	743件	789件	(参考情報) 平成29年度（1月24日～3月31日）：122件 ※ 前記「連携を契機とした出張相談件数」の内数

平成30年7月豪雨に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	12,905件	5,677件	—	—	(参考情報) 平成30年度は平成30年7月14日から平成31年3月31日まで 令和元年度は平成31年4月1日から令和元年6月27日まで
令和元年台風第19号に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	—	16,285件	19,042件	—	(参考情報) 令和元年度は令和元年10月18日から令和2年3月31日まで 令和2年度は令和2年4月1日から同年10月9日まで
令和2年7月豪雨に係る被災者法律相談援助実施件数	(参考指標)	—	—	—	4,077件	2,044件	(参考情報) 令和2年度は令和2年7月14日から令和3年3月31日まで 令和3年度は令和3年4月1日から令和3年7月2日まで
震災法律援助実施件数	(参考指標)	—	代理：216件 書類：0件 法律相談：54,765件	代理：100件 書類：36件 法律相談：50,944件	代理：678件 書類：4件 法律相談：47,101件	代理：786件 書類：1件 法律相談：490件	(参考情報) 平成29年度：代理：219件 書類：29件 法律相談：53,433件
電話等相談援助	(参考指標)	—	—	—	40,788件	54,336件	(参考情報) 令和2年度は令和2年5月11日から令和3年3月31日まで

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・2 民事法律扶助業務 福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。 また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。 【指標】 ・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。
中期計画	Ⅱ・2 民事法律扶助業務 (1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第3期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効率的かつ効果的に実施する。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。

主な評価指標		民事法律扶助業務の質の向上に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 高齢者・障がい者等に対する支援の充実		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助の適切な実施及び地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等の効率的かつ効果的な実施のため、中期目標期間を通して以下の取組を行った。 (1) 法的支援の実施体制の充実 ア 地域の実情に応じ、司法アクセスに関する地域のニーズ、利用し得る支援センター内外の資源を的確に把握した上で、関係機関との連携のもと、地域の司法アクセスに関する課題を効果的・効率的・持続的に解決していく取組（以下「地域戦略」という。）を、一部の地方事務所における試行を経て、全国の地方事務所において開始した。また、司法アクセスに関する地域のニーズを的確に把握するための資料として、市町村別の民事法律扶助における人口当たりの件数を地図を用いて可視化した「地図で見る民事法律扶助」等の客観的データを整備した。 イ 組織内でのノウハウ共有によって地域戦略の実施を促進するため、各地方事務所が策定した解決策・行動計画の共有、意見交換会の開催、研修の実施、活動事例を紹介する支援センター内部のニュースレターの発行を行った。 ウ 日本弁護士会連合会及び日本司法書士会連合会と定期的に協議を実施し、平成29年度に開始した特定援助対象者法律相談援助の実施状況を共有するとともに、担い手となる弁護士・司法書士の確保に努めた。また、利用実績の多い地方事務所へヒアリングを実施し、その結果をもとに利用促進のための方策について協議・検討した。 (2) 地方公共団体、福祉機関・団体への周知		福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数を中期目標期間を通じて増加させるという目標は達成することはできなかったが、これは、新型コロナウイルスに感染した場合にリスクが高い高齢者・障がい者が利用を控える傾向にあったことによる影響と考えられる。 しかし、こうした状況下においても、連携を契機とした出張法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助ともに平成30年度に比べて、実施件数を増加させることができた。その原因は、従前からの制度周知に加え、動画等での出張法律相談援助や特定援助対象者法律相談援助の利用方法等を福祉機関等に周知したことが挙げられると考えている。 データの整備を含め、地域戦略を全国の地方事務所において実施する体制を整備した		中期目標に掲げられている「福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数」については、令和元年度以降減少傾向にあるところ、このうち、令和2年度における減少については、同相談の主な対象が新型コロナウイルス感染症に感染した場合にリスクが高いとされている高齢者・障がい者であるために、その利用が控えられる傾向にあったことによるものと考えられ、一定程度の減少はやむを得なかったものといえる。しかしながら、前記感染症の影響がさほど大きくなかった令和元年度においても、前年度比で減少している点については、その要因の解明・分析、対応策等を検討する必要がある。 また、令和3年度においても、前記感染症による影響は一定程度残るものと考えられるため、それを見据え、十分		福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数は、減少傾向にあるものの、このうち令和2年度以降については、同相談の主な対象が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合にリスクが高いとされる高齢者・障害者等であるため、その利用を控える傾向にあったことによるものと考えられ、やむを得ない事情があったといえる。 また、こうした状況下においても、関係機関・団体との協議、動画の作成等によって特定援助対象者法律相談援助等の周知を図るなど、高齢者・障害者の司法アクセスの拡充に努め、特定援助対象者法律相談援助件数や、電話等相談援助件数も増加させており、真に支援が必要な高齢者・障害者に対しては、各種制度を利用するなどして、適切に法律相談を実施したと評	

ア 特定援助対象者法律相談援助の利用実績がない地方公共団体、福祉機関・団体を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえて制度の周知を図った。 イ 地方事務所において、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、対面又はオンラインによる説明会を開催するなどし、特定援助対象者法律相談援助を始めとする支援センターの業務説明のほか、巡回・指定相談場所相談の導入に関する協議を実施した。 ウ 特定援助対象者法律相談援助や司法ソーシャルワークの取組を解説する４種類のYouTube動画を作成・配信したほか、地方公共団体や福祉機関・団体の職員に多く読まれている雑誌に、各地における司法ソーシャルワークの取組事例を紹介する記事を寄稿した。 (3) 連携を契機とした法律相談援助の実施 ア 連携を契機とした法律相談援助件数は減少傾向にある。 イ 前記アの実施件数のうち、巡回・指定相談場所相談による件数も減少傾向にあるが、指定相談場所に指定した地方公共団体、福祉機関・団体数は、増加傾向にある。 ウ 前記アの実施件数のうち、出張相談及び特定援助対象者法律相談援助は増加傾向にある。	ことは、今後、高齢者・障がい者の司法アクセスに関する課題を効果的・効率的・持続的に解決していくに当たり、重要な意義を有する。 弁護士会・司法書士会など関係機関と連携・協力しながら、専門相談の充実を図るとともに、専門相談を標榜するか否かにかかわらず、相談内容に配慮した相談運営を行ったほか、通信端末を利用した通訳方式を導入するなど、利用者の利便性の向上に努めた。 被災者法律相談援助においても、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨において、日本弁護士連合会、災害発生地の弁護士会・司法書士会と連携して迅速に援助をスタートさせ、相談実績を上げた。 新型コロナウイルス感染症の影響により、面談による法律相談の実施が困難となったことから、その代替手段を創設すべく、業務方法書を改正した上で、電話等相談援助を創設・実施した。また、福祉と司法の連携のメリット等について分かりやすく解説した	な実績を上げられるような対策等も求められる。 その一方で、福祉機関等からの申入れによって高齢者等を援助する特定援助対象者法律相談援助については、中期目標期間を通じて、毎年度件数を増加させたほか、新たな指定相談場所として福祉機関等を指定するなど、高齢者・障がい者を対象とした司法アクセスの拡充、支援の充実等に積極的に取り組んでおり、これらの点は評価に値する。 このほか、通信端末を利用した通訳方式による法律相談の開始や専門相談の実施など、変容する多様なニーズに即した施策に取り組んだほか、毎年度発生する大規模災害の被災者に対する援助や前記感染症拡大に対応した電話等による法律相談の実施、業務説明等のためのY o u T u b e 動画の作成等、社会情勢等の変化にも迅速かつ柔軟に対応する姿勢が見受けられ、これらの点も評価に値するものといえる。 以上の事情を総合すれば、中期目標を達成できる見込みであると認められる。	価できる。 また、同感染症の影響を踏まえ、令和2年5月に導入した電話等相談援助を継続したほか、福祉機関・団体等への対面での業務説明の代わりにオンラインを利用した業務説明を実施するなど、社会情勢の変化にも迅速かつ柔軟に対応した上、高齢者・障害者等の問題に関する専門相談の実施、外国人利用者向けの通信端末を利用した通訳方式の導入、災害発生時の迅速な相談体制の整備等の利用者の利便性の向上にも取り組んだ。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。 なお、今後も、前記感染症に関する影響は一定程度残るものと考えられるが、その中でも、巡回相談・出張相談を積極的に実施するなどして高齢者・障害者等に対する支援の更なる充実を図るほか、弁護士その他の専門家が同席し、多分野にわたる問題の整理・解決を図る相談会を実施するなどして民事法律扶助の利用につなげるなど、より身近で利用しやすい民事法律扶助の実現に向けた取組が期待								
2 利用者の利便性の向上 中期目標期間を通して、以下の取組を実施した。 (1) 専門相談の実施 ア 弁護士会・司法書士会と連携・協力しつつ、専門相談の実施に努め、DV、労働、女性、消費者、医療、外国人、高齢者・障がい者等の問題に関する専門相談を実施した。 ○ 専門相談を実施した地方事務所数 <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> <tr> <td>18 地方事務所</td><td>19 地方事務所</td><td>20 地方事務所</td><td>21 地方事務所</td></tr> </table> イ 小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	18 地方事務所	19 地方事務所	20 地方事務所	21 地方事務所			
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
18 地方事務所	19 地方事務所	20 地方事務所	21 地方事務所								

務所等においても、弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門名簿を作成して当該名簿から弁護士・司法書士を紹介できる体制を取ったほか、弁護士・司法書士の専門分野・取扱分野等の情報を蓄積して、相談内容に配慮した配点を行うなどの取組を実施した。 ウ 増加する外国人利用者のニーズに応じて、自治体と相談窓口等に関する協議を行い、自治体の外国人相談実施施設を指定相談場所に指定するなどした。また、通信端末を利用した通訳方式を導入して、相談体制の充実を図った。 (2) 被災者法律相談援助の実施 平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号及び令和2年7月豪雨に際して、日本弁護士連合会、災害発生地の弁護士会・司法書士会と連携し、迅速に相談体制を整備の上、被災者法律相談援助を実施した。 3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者、相談担当者等の感染リスクを回避するため、全国的に面談による法律相談を縮小・中止せざるを得ず、これに代わる相談の仕組みを求められたことから、関係機関の協力を得て迅速に業務方法書を改正し、令和2年5月11日から「音声及び動画による法律相談援助（電話等相談援助）」を実施し、令和4年9月30日まで延長した。さらに、令和4年度から、新型コロナウイルス感染症まん延などの事情がない平常時においても、高齢者や障がい者など既設の相談場所に赴いて相談することが困難な方を対象とした電話等を活用した法律相談が実施できるよう業務方法書を改正した。 また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、対面での業務説明の実施を控える代わりに、オンラインによる業務説明会を実施したほか、支援センターの利用の方法や福祉と司法が連携するメリットについて、分かりやすく解説した法テラス（公式）YouTubeチャンネル掲載用の動画を作成した。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮に至った方へのセーフティーネットとして法的支援が機	YouTube動画やチラシを作製した。 新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉機関との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させることはできなかったが、電話等相談援助の実施による新たなニーズへの対応のほか、前記3つの災害における被災者法律相談援助の適切な実施、利用者の利便性の向上に資する取組を継続して行っていることなどを踏まえると、中期目標についてはおおむね達成できたものとする。		される。
--	---	--	-------------

能することを説明した分かりやすいチラシを、支援センターのホームページに掲載し、厚生労働省や全国社会福祉協議会を通じて福祉関係者へ周知を行った。			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ. 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－9	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	被疑者国選弁護事 件における24時間 以内の指名通知の 割合を前年度同水 準とする	全地方事務所 ・支部 (61地方事務所)	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	(参考情報) 平成29年度：99.9%
	被疑者国選弁護事 件の受理件数	(参考指標)	—	78,780件	80,145件	76,073件	72,308件	(参考情報) 平成29年度：63,839件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・3 国選弁護等関連業務 刑事訴訟法の改正に伴い被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。 裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。 また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの質の向上を図る。 【指標】 ・被疑者国選弁護事件における24時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。
中期計画	Ⅱ・3 国選弁護等関連業務 (1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。 (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。 (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。

主な評価指標		国選弁護等関連業務に向けた取組状況															
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価											
業務実績				自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)									
				評価	A	評価	A	評価	A								
1 迅速かつ確実な選任態勢に関する関係機関との協議				評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由									
中期目標期間を通じて、全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加状況、指名通知が困難になるおそれがある特殊事案及び新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ、裁判所及び弁護士会等との間において、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する協議（個別事件に関する協議を含む。）を1回以上実施した。 ○ 関係機関との協議（延べ回数） <table><tr><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td></tr><tr><td>537回</td><td>492回</td><td>448回</td><td>460回</td></tr></table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	537回	492回	448回	460回	全地方事務所・支部において、指名通知までの適切な目標時間が設定されており、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内に指名通知に至っている。		全ての地方事務所（支部を含む）において、国選弁護人等の指名通知がおおむね設定された目標時間内に実施されているところ、そのうち、特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件の拡大により、前中期目標期間に比して受理件数が大幅に増加し、かつ、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大による業務への影響があったにもかかわらず、中期目標期間を通じて、24時間以内における指名通知の割合が99.9%という極めて高い水準を維持している。これは、厳しい状況においても、絶えず工夫や努力を重ねてきたことや、全ての地方事務所（支部を含む）において、裁判所等の関係機関との間で協議会等を実施するなどしてきた成果によるものと認められ、高く評価できる。		全ての地方事務所及び支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件及び国選付添事件について、国選弁護人等の指名通知が、設定された目標時間である24時間以内におおむね実施された。	
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度														
537回	492回	448回	460回														
2 裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間（指名通知）の目標時間の設定・実施				特に迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、対象事件が拡大されて受理件数が大幅に増加した上、令和2年度以降、新型コロナウイルスの感染症の影響への対応が求められたにもかかわらず、24時間以内における指名通知の割合が中期目標期間を通じて約99.9%という極めて高い割合で水準を維持できているところ、これは、日々の指名通知業務を各地の地方事務所において着実かつ適切に実施したことに加え、全地方事務所・支部と裁判所等の関係機関との間で実施された協議会等の成果と運用の確実な定着によ		また、多くの地方事務所		特に、迅速な選任が求められる被疑者国選弁護事件については、平成30年6月に対象事件が拡大し、前中期目標期間と比べて受理件数が増加した上、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の業務への影響があったにもかかわらず、24時間以内の指名通知の割合は、中期目標期間を通じて、99.9%という非常に高い水準を維持した。									
(1) 目標時間の設定（全地方事務所・支部）				被疑者国選弁護事件：原則数時間以内、遅くとも24時間以内に設定		被告人国選弁護事件：原則24時間以内、遅くとも48時間以内に設定		国選付添事件：原則数時間以内、遅くとも48時間以内に設定									
(2) 目標時間の実施状況				全地方事務所・支部において、被疑者国選弁護事件、被告人国選弁護事件、国選付添事件のいずれについても、おおむね設定された目標時間内の指名通知の実施を達成した。		なお、被疑者国選弁護事件については、平成30年6月1日に対象事件が拡大され、令和元年度において初めて通年で全ての勾留事件が対象となった結果、受理件数は平成29年度比25.5%も増加してい		これは、各地方事務所及び支部において日々の指名通知業務を適切に実施したことに加え、裁判所、弁護士会等との間で迅速かつ確実な選任態勢に関する協議を継続してきたことによるところが大きく、高い評価に値する。									

るものの、業務時間終了間際あるいは業務時間外に指名通知請求があったものを除き、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っている。また、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響下においても指名通知業務を継続して行い、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、中期目標期間を通じて約99.9%と高い水準を維持することができた。 3 刑事弁護に関する関係機関との連携・協力、協議等の実施 大多数の地方事務所・支部において、刑事弁護に関連した研修、協議会ないし説明会の場を設けた（弁護士会等との共催含む。）。実施した研修等の内容は、責任能力が問題となる事件の弁護活動に関するもの、捜査段階の弁護活動に特化したもの、裁判員裁判における法廷弁護の技術に関するもの、控訴審や少年事件の弁護活動に関するものなどであった。 なお、本部においても、日本弁護士連合会と定期的に刑事弁護等に関する各種の協議を行った。 ○ 地方事務所における関係機関との研修等（延べ回数） <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> <tr> <td>215回</td><td>169回</td><td>125回</td><td>112回</td></tr> </table>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	215回	169回	125回	112回	るところが大きい。 さらに、刑事弁護等に関連した研修、協議会等も全国的に多数回開催し、国選弁護人等契約弁護士への知識付与を行っている。 以上から中期目標を上回る成果を達成したものと考え	（支部を含む）において、多数回にわたって刑事弁護に関連する研修等を実施するなど、迅速な指名通知のための取組だけでなく、国選弁護等の質の向上にも積極的に取り組んでいる。 以上からすると、中期目標を上回る成果を上げるものと見込まれる。	加えて、地方事務所等において、弁護士会等と連携し、刑事弁護に関連した研修を実施するなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図っている。 以上の事情から、中期目標を上回る成果を得たと認められる。
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度								
215回	169回	125回	112回								

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－10	司法過疎対策業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
巡回法律相談件数	(参考指標)	—	1,553件	1,121件	971件	844件	(参考情報) 平成29年度：1,044件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。
中期計画	Ⅱ・4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。

主な評価指標		司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間中、司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、以下の巡回法律相談を継続して実施した。 - 常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談 - 福祉機関、弁護士会及び支援センターとの間で結んだ協定に基づく司法過疎地域の福祉施設における生活困窮者向けの巡回法律相談 - 精神科病院に入院されている方など、支援センター事務所から必ずしも遠い場所で生活しているわけではないが支援センター事務所まで法律相談に赴くことが難しい方を対象とした巡回法律相談		関係機関・団体との協定に基づく巡回法律相談を継続して実施するとともに、巡回法律相談を開催していた関係機関・団体の施設等を指定相談場所として法律相談を実施するなど、関係機関・団体との連携を深めながら、司法過疎対策の効率的かつ効果的な方策を実施した。 巡回法律相談の件数が減少しているが、これは、これまで定期的に巡回法律相談を実施していた施設等を指定相談場所とすることにより、恒常的に法律相談を実施する場所が増加し、その分巡回法律相談件数が減少したことがその一因となっており、むしろ効果的な方策を実施した結果と評価し得、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、面談相談が控えられたが令和2年5月から開始された電話等相談援助により、影響は最小限に抑えることができたと考えられる。		中期目標期間を通じて、関係機関・団体と連携し、典型的にニーズが高い地域・場所等における巡回法律相談を継続して実施しているほか、従前巡回法律相談を実施していた施設等を新たに指定相談場所とし、恒久的に法律相談を実施することが可能な場所を増加させるなどの取組を継続して実施している。 これらの事情からすれば、中期目標を達成できるものと見込まれる。 なお、巡回法律相談は、上記のとおり、関係機関・団体との連携の実践であるとともに、指定相談場所の増加の契機にもなるものであることに鑑み、令和3年度においては、各地域の実情に応じたニーズを的確に調査するなどし、これまで実施してきた地域・場所等に限らず、新たな地域・場所等においても積極的に実施されることを期待したい。		中期目標期間を通じて、常勤弁護士及び一般契約弁護士による司法過疎地域での巡回法律相談、地方事務所等に赴くことが難しい利用者向けの福祉施設や病院における巡回法律相談等を継続して実施したほか、関係機関・団体と連携し、指定相談場所の数を588か所から724か所へと大きく増加させた。 巡回法律相談の件数は減少傾向にあるものの、これは、新型コロナウイルス感染症対策としての外出抑制のほか、これまで巡回法律相談を実施していた施設等を指定相談場所としたことや、令和2年5月から電話等相談援助が開始されたことによるところが大きいと考えられ、効率的かつ効果的な方策による司法過疎対策が実施されていると評価できる。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。 なお、今後も、巡回法律相	
2 関係機関・団体との連携							
中期目標期間中、司法過疎地域における法律相談をより充実させるため、関係機関・団体と連携し、定期的に巡回法律相談を行っていた施設等を指定相談場所とすることに努めた。 なお、前記1の巡回法律相談件数の減少は、指定相談場所が増加したことがその一因となっている。							
○ 指定相談場所の数							
平成31年1月31日現在		令和2年1月31日現在					
588 か所		619 か所					
令和3年1月31日現在		令和4年1月31日現在					
653 か所		724 か所					

	以上から、中期目標を達成したものと考える。		談、電話等相談援助等による司法過疎地域における司法アクセスの向上が期待される。
--	------------------------------	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-11	適切な（犯罪被害者）支援・援助の実施		
当該項目の重要度、 困難度	【重要度：高】改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
精通弁護士を前年度以上とする	前年度以上	3,736人	3,723人	3,781人	3,869人	3,925人	
全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する	全地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	50地方事務所	
DV等被害者法律 相談援助実施件数	(参考指標)	—	809件	832件	983件	972件	(参考情報) 平成30年度：809件（DV675件、ストーカー108件、児童虐待26件） 令和元年度：832件（DV705件、ストーカー108件、児童虐待19件） 令和2年度：983件（DV841件、ストーカー121件、児童虐待21件） 令和3年度：972件（DV857件、ストーカー76件、児童虐待39件）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・5(1) 適切な支援・援助の実施 第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。 弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。 各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。 【指標】 ・精通弁護士数を前年度以上とする。 ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。
中期計画	Ⅱ・5(1) 適切な支援・援助の実施 ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じて業務の改善や職員の能力向上を図る。 イ 改正総合法律支援法に基づくDV等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。 ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。

主な評価指標		犯罪被害者支援業務の質の向上に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	A	評価	B	評価	A
1 犯罪被害者等のニーズの把握と職員の質の向上 中期目標期間を通じて以下の取組を行った。 (1) 犯罪被害者等や関係機関・団体からの意見聴取等 全地方事務所において、関係機関・団体を通じて聴取した意見・要望から犯罪被害者等のニーズの把握を行った。聴取対象の関係機関・団体は、毎年度1,400件を超える水準を維持した。 多数の地方事務所において、被害者支援連絡協議会やDV防止法第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会といった地域ネットワークの中で開催される協議会への参加や、犯罪被害者週間のイベントへの協力を通じた犯罪被害者等ニーズの把握に努めるとともに、業務改善の参考とするために、犯罪被害者等からの意見や犯罪被害者支援に関する法制度等について、弁護士会等の関係機関との間で、情報交換・事例検討を行った。 本部において、犯罪被害者等や関係機関向けの犯罪被害者支援制度に関するリーフレットの内容を充実させ、法テラス公式ホームページの記載内容を見直した。 (2) 二次的被害の防止をテーマとする研修の実施等 日本弁護士連合会、NPO法人、地方自治体等から講師を招き、二次的被害防止に関する研修を実施するとともに、同研修を録画したDVDを全国の地方事務所・支部等に配布し、研修に参加できない職員でも講義を受講する環境を整えた。さらに、児童虐待に関して、被虐待児に対する初期対応技術を学ぶ研修（リフカー研修）を、令和2年度から地域ごとに順次開始した。 本部・コールセンターへ寄せられた犯罪被害者等からの意見等を本部関係課室、コールセンター及び地方事務所の間で共有し、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を検討した。 人事課主催の階層別研修において、犯罪被害者支援業務に関する講義を行い、二次的被害の防止を含めた被害者対応に関する資料を		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
		犯罪被害者支援に携わる関係機関・団体との連携の維持・強化を図り、犯罪被害者等からのニーズを把握する取組や職員研修を毎年度実施した。 この間、新型コロナウイルス感染症の影響下のニーズに 応えるべく、各種取組をオンラインによる開催に切り替えて継続させ、DV等被害者法律相談援助の電話等相談を開始するなどして、状況に応じて業務の継続に努めたほか、本部・地方事務所において、弁護士会等関係機関に対し、DV等被害者に対する法律相談援助を始めとする犯罪被害者支援制度等の業務説明や制度周知に努め、中期目標期間を通じて連携の維持・強化を図った。また、DV等被害者に対する法律相談援助の適切な実施を図るため、弁護士会を始めとする関係機関に援助の実施状況を共有し意見交換を行った。		支援センターにおける犯罪被害者支援においては、他の支援団体をはじめとする関係機関等との連携を契機とする場合が多く想定されるため、それら関係機関等との連携の維持・強化がとりわけ重要であるところ、中期目標期間を通じて、それを十分に意識した取組が実施されている。 また、改正総合法律支援法において新たに制定されるなど、近年において迅速な支援の重要性が特に指摘されているDV等被害者に対する支援については、それらに着目した関係機関との協力体制の構築・強化に努めているほか、支援が行き届きにくい児童を対象としては、小中学校や図書館等にポスターやポケットカードの配布を開始するなどして、支援センターの周知に取り組むとともに、被虐待児への初期対応技術に関する研修等も開始するなどしている。これらの取組により、D		評価対象となる指標について、平成30年度を除いて精通弁護士数を毎年度増加させるとともに、女性の精通弁護士についても、中期目標期間を通じて全ての地方事務所で複数名確保した。また、毎年度、1,200ないし1,300件程度の精通弁護士の紹介を行い、紹介までに要する平均日数を2.2業務日とするなど、速やかな取次ぎを実現した。犯罪被害者支援という業務の性質上、精通弁護士を確保することは容易ではないと考えられる中で、弁護士会等と連携しながら精通弁護士に関する二つの指標の目標を達成したことは、十分に評価すべきである。 DV等被害者法律相談援助の実施件数は、当初800件程度であったところ、令和2年度及び令和3年度には、1,000件に近い水準にまで増加させた。 これは、DV等被害者法律	

配布し、注意喚起を行うとともに、本部及び多数の地方事務所職員が、犯罪被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修等に積極的に参加した。 2 関係機関との連携とDV等被害者法律相談援助の適切な実施等 中期目標期間を通じて以下の取組を行った。 (1) 関係機関との連携 ア 本部における取組 日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会、両性の平等委員会及び子どもの権利委員会との定期会議を開催し、DV等被害者法律相談援助に関する支援をテーマに意見交換を実施した。 警察庁主催の都道府県・政令指定都市犯罪被害者支援会議への出席、国土交通省の公共交通事故被害者等支援研修への講師派遣、日本弁護士連合会主催の犯罪被害者支援全国経験交流集会への出席を行ったほか、文部科学省及び3県の児童虐待所管部署、配偶者暴力相談支援センター等を所管する内閣府男女共同参画局等、様々な関係機関との連携強化に努めた。 イ 地方事務所における取組 弁護士会を始めとする関係機関に対し、犯罪被害者支援に関する各種援助制度を含む支援センターの業務説明を行い、必要に応じて協議や意見交換を行った。 (2) DV等被害者法律相談援助の適切な実施等 DV等被害者法律相談援助の相談方法について、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年5月11日から電話等による相談を可能にした。 ア 制度の周知及び協力依頼等 文部科学省・警察庁・内閣府・厚生労働省所管のDV等被害者への対応を行う機関等の協力を得て、支援センター作成の制度周知チラシを配布したほか、児童相談所に対しては、「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、支援センターがDV及び児童虐待被害者への支援を行っていることを重ねて周知した。また、内閣府提供のラジオ番組にて、DV等被害者法律相談援助の	特に児童虐待への対応を強化するため、DV等被害者法律相談援助制度の概要を分かりやすく記載したポスター等を作成して、小中学校を中心とした関係機関に掲示・配布を依頼し、制度周知用アニメーション動画を制作・公開するなど、更なる制度周知に取り組むとともに、リフカー研修を開始した。 加えて、犯罪被害者からの要望の多い犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、中期目標期間を通じて、全地方事務所において複数名確保できた上、精通弁護士数全体の数を見ても、期初より増加し、また、紹介に要した日数は2営業日程度と、前期目標期間と同水準を維持した。 以上のとおり、電話等相談の開始、ポスター等の配布、制度周知動画の公開、専用ウェブページの開設、リフカー研修の実施など、期間を通じて新たな施策に取り組んだことから、中期目標を上回る成果を達成できたものと考え	V、ストーカー及び児童虐待のいずれにおいても、中期目標期間を通じて、毎年度、前年度を上回る相談援助を実施している。 さらに、精通弁護士の紹介に関する業務を見ると、精通弁護士の全体数については、一旦は減少に転じたものの、令和元年度以降は増加傾向にある上、女性の精通弁護士については、中期目標期間を通じて、全ての地方事務所において複数名の確保が実現できているほか、紹介に要した日数については、毎年度3営業日を下回っている。 以上の事情を総合すれば、中期目標を達成できる見込みであると認められる。 なお、潜在的なニーズに対応するとともに、被虐待児やその周囲の方々による支援センターへのアクセスを促進するためには、支援センターの名称や業務についての認知度を上げることが重要であり、令和3年度においては、そのための更なる取組に期待したい。	相談援助に関し、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と連携し、意見交換、実施状況の共有、協力要請等を行ったこと、令和2年度からは電話等法律相談を実施したことに加え、児童虐待被害者の法律相談援助に関するポスター・ポケットカードを作成して小中学校や図書館に配布したり、アニメーション動画等を制作・放映したりしたこと、犯罪被害者支援の専用ウェブページを作成し、ダイヤルタツプ機能を設けたことなどの多様な取組の成果であると考えられる。 DV等の事案は、その性質上、被害者が自発的に援助を求めることが困難な場合も多く、被害が潜在化しやすい上、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出抑制等の影響があったにもかかわらず、DV等被害者法律相談援助の実施件数を中期目標期間中に約20%増加させた点は、高い評価に値する。また、令和2年度に実施した見込評価においては、児童虐待事案の被害者等の支援センターへのアクセスを促進することが期待さ
--	---	--	---

制度説明を行った。 地方事務所においては、弁護士会と定期的に協議を行ってDV等被害者法律相談援助の実施状況を共有し、また、本部においては、日本弁護士連合会と協議を実施するなどして、同援助の適切な実施に協力を求めた。 イ 児童虐待被害に関する取組 前記アの児童相談所への周知のほか、支援センターが児童虐待についても法律相談援助を行っていることを児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカードを作成し、地方事務所での広報活動に活用するとともに、令和3年度までに15の県及び佐賀県下の2市内にある全小中学校及び公立図書館に掲示・配布を依頼し、さらに、制度周知用アニメーション動画を制作して、法テラス公式YouTubeへ掲載するとともに動画広告として放映するなど、制度周知に取り組んだ。 ウ アクセス改善に関する取組 DV等被害者法律相談援助の対象者を含む全ての犯罪の被害に遭われた方が、支援センターの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、犯罪被害者支援ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ウェブページを、法テラス公式ホームページとは別に制作し、携帯電話利用者向けにはダイヤルタップ機能を設けるなど、アクセス改善を図った。 3 精通弁護士紹介態勢の整備 弁護士会等と連携して精通弁護士の確保に努め、特に、女性の精通弁護士について、中期目標期間を通じて全地方事務所で複数名確保した。 毎年度1,200件から1,300件程度の精通弁護士紹介を行い、精通弁護士紹介までに要する平均日数は2.2業務日だった。 コールセンターと共同で、精通弁護士の紹介に至るケースを基に、地方事務所職員を対象とした二次的被害防止のためのロールプレイ研修を毎年度行った。			れていたところ、前記ポスターの配布等の取組により、DV等被害者法律相談援助のうち、児童虐待事案の件数を増加させた点も高く評価できる。 さらに、関係機関・団体と連携し、意見や要望を聴取して犯罪被害者等のニーズの把握に努め、犯罪被害者支援に関する法制度等について情報交換や事例検討を行った上、人事課による犯罪被害者支援業務等に関する研修の実施、NPO法人主催の被虐待児への初期対応技術に関する研修（リフカー研修）への参加、内閣府・警察庁・国土交通省等の関係機関が開催する研修への参加、犯罪被害者からの意見の共有等、犯罪被害者支援業務の質の向上を図る取組も推進した。 このように、評価対象となる指標についてはおおむね目標を達成した上で、参考指標であるDV等被害者法律相談援助実施件数を、中期目標期間中に約20%増加させ、さらに、犯罪被害者支援業務の周知や質の向上に向けた取組も十分に行ったと評価できるこ
---	--	--	---

			とから、中期目標を上回る成果が得られたと認められる。
--	--	--	----------------------------

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅱ．提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－12	被害者参加旅費等支給業務の適切な実施		
当該項目の重要度、 困難度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
2週間以内の支給 割合を前年度同水 準とする	前年度と同水準	100%	99.9%	99.0%	97.9%	99.0%	(参考情報) 平成29年度：100% 令和2年度の請求中、新型コロナウイルス感染症 による影響により通常とは異なる判断を要する請 求を除いた支給割合は、99.4%
請求件数	(参考指標)	—	3,111件	2,818件	2,758件	2,977件	(参考情報) 平成29年度：2,685件

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第4・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。 【指標】 ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。
中期計画	Ⅱ・5(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。

主な評価指標		被害者参加旅費等支給業務の適切な実施に向けた取組状況							
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価			
業務実績				自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
				評価	B	評価	B	評価	B
1 裁判所等との連携 中期目標期間を通じて、以下の取組を継続して実施した。 (1) 裁判所及び法務省と情報を共有し、迅速かつ適切な支給ができるよう、事前の支給見込額の照会に対応した。 (2) 請求書提出後に追加での事情聴取が必要な請求案件については、受付後に速やかに裁判所に対応を依頼するなどの工夫により、書類の追完等が必要な案件であっても当初の請求から2週間以内に旅費を支給できるよう努めた。 (3) 制度開始後5年が経過した時点で各地の運用状況を取りまとめて法務省に共有し、周知状況や事務フローの課題を検討した。 (4) 最高裁判所事務総局刑事局から提供を受けた裁判所職員総合研修所作成の「刑事事件における犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」の被害者参加旅費に関する部分について、当センターのマニュアルに反映させる等、マニュアルの充実を図った。				評価に至った理由 裁判所や法務省と情報共有を行い、連携を深めながら制度周知を図るなどして、中期目標期間を通じて適切な旅費等支給に取り組んだ。 事務フローやマニュアルを見直すなどし、中期目標期間中、新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは異なる判断を要する請求を除いた99%以上について、請求の受理からおおむね2週間以内に支給することができた。 以上から、中期目標を達成したものとする。		評価に至った理由 自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。		評価に至った理由 中期目標期間を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは異なる判断を要するものを除いた請求のうち、99%以上の請求について、請求の受理からおおむね2週間以内に旅費等を支給しており、中期目標を達成したと認められる。	
2 支給実績 中期目標期間中、毎月3回の送金日を設けることにより、請求の受理からおおむね2週間以内に支給（2週間を超えた直近の送金日に支給することを含む）するよう努めた結果、これを実現することができた割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常とは異なる判断を要する請求を除き、中期目標期間を通じて99%台と高い水準を維持することができた。									

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評価調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－13	一般管理費及び事業費の効率化		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費 (千円)	前年度比 3 %削減	—	(1,957,758) 1,679,017	(1,946,859) 1,774,141	(1,923,795) 1,766,273	(1,882,558) 1,824,429	(参考情報) 人件費、公租公課、新規・拡充分は対象外 ※上段括弧書は 3 %の効率化減を織り込んだ予算額
	事業費 (千円)	前年度比 1 %削減	—	(1,231,906) 1,226,894	(1,172,202) 1,136,193	(1,238,492) 1,102,047	(1,293,530) 1,208,632	(参考情報) 立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助 事業経費、新規・拡充分は対象外 ※上段括弧書は 1 %の効率化減を織り込んだ予算額

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・1 一般管理費及び事業費の効率化 役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。 一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。 【指標】 ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。 ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比で1パーセント以上削減する。
中期計画	Ⅲ・1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与制度を踏まえた適切な給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。

主な評価指標	一般管理費及び事業費の効率化に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
	評価	B	評価	B	評価	B
1 人件費の合理化・効率化	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用して、常勤職員及び休日国選対応の土日勤務を含めたパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与規程を維持した。	人件費について、労働法規を考慮しつつ、国の制度に準じた内容の給与体系を維持し、引き続き経費の合理化・効率化を図った。 一般管理費及び事業費については、経費削減を推進し、効率化係数が織り込まれた厳しい予算額の範囲内で効率的な予算執行を達成した。 また、いわゆる性質随意契約のような競争的手法を用いることが困難な案件を除き、一般競争入札及び複数業者からの見積合わせ等の競争的手法により契約手続を行っており、中期目標期間中において、全体件数に占める競争性のある契約の件数割合は、3.3%増加し、全体金額に占める競争性のある契約の金額割合は、28.9%増加した。以上から、中期目標を達成したものと考える。		自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。 なお、一般管理費及び事業費の効率化については、支援センターの自助努力が明らかになるよう、固定的経費である施設経費を削減対象から除外して示すなどの方法も検討に値する。		中期目標期間を通じて、一般管理費を前年度比3%削減し、事業費を前年度比1%削減するという指標の目標を達成した上、各種契約手続について、競争性のある契約件数の割合を増加させていることなどから、中期目標を達成したと認められる。 なお、次期中期目標期間においては、固定的経費である施設経費の削減目標が今期の3%から1%に変更されており、その目標の下での一層の効率化が期待される。	
2 一般管理費及び事業費の効率化	中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課、新規・拡充分を除く。）については、毎年度、前年度比3%を、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費、新規・拡充分を除く。）については、毎年度、前年度比1%をそれぞれ削減する目標を達成するため、毎年度、業務運営の効率化、経費削減を推進し、3%及び1%の効率化減が反映された各年度の予算額の範囲内で、効率的な予算執行を徹底した。					
3 各種契約手続の競争性、透明性、公平性の確保	物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、いわゆる性質随意契約に該当するものを除き、一般競争入札等（総合評価落札方式や企画競争による随意契約を含む）の競争的手法を活用した。 随意契約に関しては、いわゆる少額随意契約の場合は、複数の業者から見積書を徴し、最も低額な見積金額を提示した業者と契約したほか、いわゆる性質随意契約の場合は、契約内容を十分精査し、見積内容に疑義がある場合は、再度見積書を徴するなどの工夫を行った。					

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－14	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	応答率	90%以上	90%	95.2%	91.9%	93.3%	93.4%	(参考情報) 平成29年度：95.8%
	① 1 コール当たりの 運営経費（コール センター：係数 を乗じたもの）	中期目標期間を通 じて削減	795.3円 (平成29年度)	747.3円	714.2円	815.1円	758.4円	(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数 (業務量を考慮した係数を乗じたもの) で除した 1 コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 795.3円)
	② 1 コール当たりの 運営経費（コール センター：係数 を乗じていないも の)	中期目標期間を通 じて削減	880.7円 (平成29年度)	845.2円	779.7円	929.3円	883.3円	(参考情報) コールセンターに係る全ての人件費を対応件数で 除した1 コール当たりの運営経費 (参考数値：平成29年度 880.7円)

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。 【指標】 ・ 応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。 ・ 1 コール当たりの運営経費について、中期目標期間を通じて削減する。
中期計画	Ⅲ・2(1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。） コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。

主な評価指標	情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）の効率化に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
	評価	B	評価	B	評価	B
1 オペレーターの効率的配置	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 - コールセンターの入電傾向を分析し、入電の多い平日午前中及び平日夕方に増員配置を行い、入電の少ない夜間・土曜日に減員配置を行うなどして、限られたオペレーター人員を効率的に配置。 - 話中電話（話中で応答できない電話）及び無応答電話（着信から一定時間内に応答できない電話）をコールセンターに自動転送（話中転送及び無応答転送）する取組を継続して実施。 - 全国の地方事務所の代表電話番号にナビダイヤルを導入し、音声自動応答によってコールセンターに自動転送する取組を実施。 以上の取組により、入電の繁閑予測に合わせてオペレーターを配置することにより、オペレーターの無駄な配置を抑制し、応答率90パーセント以上を維持しながら、コールセンターにおける業務範囲を拡大して受電件数を全体として増加させることで、効率的な業務運営を実施した。	話中電話及び無応答電話のコールセンターへの自動転送の継続、ナビダイヤルの音声自動応答によるコールセンターへの自動転送の導入といった新たな取組に加え、スマートフォン・携帯電話によるメール問合せ対応など、利用者の利便性の向上に資する従来からの取組も継続して実施しつつ、曜日別・時間帯別の受電傾向の変動を踏まえ、オペレーターを効率的に配置し、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的な業務運営方法を検討・実施した結果、応答率90パーセント以上を継続的に維持することができた。 1 コール当たりの運営経費について、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策に伴うコールセンターの業務縮小及びオペレーターへ賞与を年2回支給することとした待遇改善等に伴い、令和元年度との比較では一時		地方事務所における話中電話及び無応答電話の自動転送の継続等により、コールセンターの業務が拡大する中で、中期目標期間を通じて、指標である応答率について毎年度90%以上を維持しており、この点に関する中期目標は達成できるものと見込まれる。もっとも、令和元年度以降については、対応件数等の事情を踏まえれば、応答率は実質的には減少傾向にあるとの見方も可能であるため、その要因、改善策等の検討に期待したい。 他方、もう一つの指標である1 コール当たりの運営経費について見ると、令和2年度は増加に転じているところではあるが、その要因の一つであるコールセンターの対応件数減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一定程度あったものと認められる。また、もう一つの要因であるオペレーターへの賞与支給に		指標である応答率について、地方事務所からの話中転送・無応答転送等によってコールセンターの業務が拡大する中で、オペレーターの効率的配置等の工夫により、中期目標期間を通じて目標である90%以上を維持した。 また、1 コール当たりの運営経費について、平成30年度及び令和元年度は前年度からの削減に成功し、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うコールセンターの業務縮小等のやむを得ない事情によって一時的に増加したものの、令和3年度はコールセンターの対応件数を増やしたことなどによって再び1 コール当たりの運営経費の削減に成功した。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。 なお、次期中期目標期間においては、1 コール当たりの運営経費に代えて占有率（業務関連時間に占める利用者対	
2 1 コール当たりの運営経費						
(1) 運営経費等の考え方	コールセンター事業の効率化の状況を適切に計る指標とするため、平成27年度以降のコールセンター運営経費は、コールセンターに係る全ての人件費とした。 対応件数については、電話による一般問合せとは異なる対応を要するメール問合せ対応、犯罪被害者案件（電話）、民事法律扶助業務の資力要件確認案件（電話）につき、各業務量を考慮した係数により調整した件数を算出した。					
(2) 1 コール当たりの運営経費	1 コール当たりの運営経費は以下のとおりである。 コールセンターに係る全ての人件費を対応件数（業務量を考慮し					

た係数を乗じたもの)で除した1コール当たりの運営経費 中期目標期間中の平均値:758.7円 ○ 1コール当たりの運営経費(コールセンター:係数を乗じたもの) <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> <tr> <td>747.3円</td><td>714.2円</td><td>815.1円</td><td>758.4円</td></tr> </table> コールセンターに係る全ての人件費を対応件数(業務量を考慮した係数を乗じていないもの)で除した1コール当たりの運営経費 中期目標期間中の平均値:859.3円 ○ 1コール当たりの運営経費(コールセンター:係数を乗じていないもの) <table border="1"> <tr> <th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th></tr> <tr> <td>845.2円</td><td>779.7円</td><td>929.3円</td><td>883.3円</td></tr> </table> なお、令和2年度に1コール当たりの運営経費が増加した理由は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うコールセンターの業務縮小等により対応件数が減少したことや、オペレーターの待遇改善のために、これまで支給していなかった賞与を年2回支給としたことなどによるものである。	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	747.3円	714.2円	815.1円	758.4円	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	845.2円	779.7円	929.3円	883.3円	的に増加したものの、令和3年度は各種取組により対応件数を大幅に増やすことができたため、1コール当たりの運営経費を令和2年度に比べて抑えることができた。 結果として、例外的な事情があった令和2年度を除き、中期目標期間を通して運営経費を基準値から削減することができたことから、全体として中期目標を達成したものとする。	についても、同一労働同一賃金の実現、職務の特質に起因する人材確保・育成の困難性等の観点に照らせば、やむを得ないものと評価することも可能である。 以上のとおり、指標である応答率は、目標を上回る高い水準を維持している上、もう一つの指標である1コール当たりの運営経費についても、やむを得ない面があったと認められる令和2年度を除けば、前年度比で削減していることからすれば、中期目標を達成できる見込みにあると認めることとする。 なお、1コール当たりの運営経費の評価については、オペレーターの人材確保・育成の困難性等を踏まえつつ、支援センターの自助努力を示すなどの方法も検討に値する。	応時間の割合)を指標とすることとされているが、今後もコールセンターに係る人件費が適正なものとなるように努められたい。
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																
747.3円	714.2円	815.1円	758.4円																
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																
845.2円	779.7円	929.3円	883.3円																

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評価調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－15	民事法律扶助業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。
中期計画	Ⅲ・2(2) 民事法律扶助業務 審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。

主な評価指標		民事法律扶助業務の効率化に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
中期目標期間中、以下の事務の平準化・合理化に向けた取組を継続して実施した。 1 専門審査委員の活用や審査委員会議、民事法律扶助業務担当副所長会議の開催により判断基準等の共有を図るなどして、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を推進した。 2 慎重な判断が求められる案件等では面談審査を行う一方、全ての地方事務所において、書面審査の活用や簡易な案件について単独審査とする取組を推進した結果、書面審査については、全ての地方事務所において、単独審査に付すべき案件のほぼ100%を同審査で行うに至った。		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
		専門審査委員の活用、審査委員会議の開催など、審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行った。 また、全ての地方事務所において書面審査及び単独審査を活用する体制を整えるなど、事務手続の合理化を図った。 以上から、中期目標を達成したものとする。		自己評価書の「B」であるとの評価結果が妥当であると確認できた。		中期目標期間を通じて、審査委員会議の開催による判断基準の共有等によって審査の適性を確保するとともに、書面審査や単独審査を活用して事務手続の合理化を図ったこと等から、中期目標を達成したと認められる。	

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－16	国選弁護等関連業務		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	地方事務所限りの 再算定の件数	(参考指標)		41件	29件	9件	10件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第5・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を図る。
中期計画	Ⅲ・2(3) 国選弁護等関連業務 国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。

主な評価指標		国選弁護等関連業務の効率化に向けた取組状況																																			
支援センターの業務実績・自己評価								日本司法支援センター評価委員会による評価				日本司法支援センター評価委員会による評価																									
業務実績								自己評価		(見込評価)				(業務実績評価)																							
								評価	B		評価	B		評価	B																						
国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定については、平成25年度から本部で集約して行っている。 一方、不服申立てについては、その判断が容易であり、本部による判断が明らかに必要でないと認めるときは、地方事務所（支部を含む。）においても再算定を可能としており、本部と地方事務所の適切な業務分担により事務手続の合理化を図っている。 ○ 不服申立ての地方事務所限りの再算定件数／全体件数及び割合 <table><tr><td></td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和 2 年度</td><td>令和 3 年度</td></tr><tr><td>不服申立ての全体件数</td><td>342 件</td><td>291 件</td><td>301 件</td><td>250 件</td></tr><tr><td>地方事務所限りの再算定件数</td><td>41 件</td><td>29 件</td><td>9 件</td><td>10 件</td></tr><tr><td>地方事務所限りの再算定の割合</td><td>12.0%</td><td>10.0%</td><td>3.0%</td><td>4.0%</td></tr></table> 被害者国選弁護関連業務における報酬・費用の算定及び算定結果の通知については、全国を 5 ブロックに分けて段階的に本部への業務集約を実施し、令和 3 年 2 月から開始した集約は令和 4 年 1 月 1 日をもって完了し、一元化することで事務手続が効率化された。									平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	不服申立ての全体件数	342 件	291 件	301 件	250 件	地方事務所限りの再算定件数	41 件	29 件	9 件	10 件	地方事務所限りの再算定の割合	12.0%	10.0%	3.0%	4.0%	評価に至った理由		評価に至った理由				評価に至った理由			
									平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																									
不服申立ての全体件数	342 件	291 件	301 件	250 件																																	
地方事務所限りの再算定件数	41 件	29 件	9 件	10 件																																	
地方事務所限りの再算定の割合	12.0%	10.0%	3.0%	4.0%																																	
								国選弁護等関連業務の不服申立てについては、地方事務所限りの再算定件数及び同件数の全体に占める割合は減少したものの、これは、契約約款の解釈を巡る不服など本部での処理が相当といえる複雑な事例が大部分を占めるようになっており、地方事務所限りで処理することが相当といえる簡易な事例等が見当たらずなくなっていることによるものであって、本部と地方事務所の適切な業務分担がなされた結果といえる。				本部と地方事務所の間において、中期目標期間を通じ、事例に応じた適切な業務分担がなされていると認められ、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。				中期目標期間を通じ、国選弁護等関連業務の報酬等の算定に係る不服申立てについて、一定の場合に地方事務所における再算定を可能にすることにより、本部・地方事務所の間で、適切な業務分担が行われたと評価できることから、中期目標を達成したと認められる。																					
								また、被害者国選弁護関連業務は、令和 4 年 1 月 1 日をもって全国の報酬・費用の算定及び算定結果の通知業務が本部に集約され、効率化が図られた。				以上から、中期目標を達成したものと考える。																									

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-17	自己収入の獲得等		
当該項目の重要度、 難易度	【難易度：高】 寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補完性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
しよく罪寄附収入	(参考指標)	—	32,582千円	40,791千円	25,357千円	53,986千円	(参考情報) 平成29年度：36,935千円	
一般寄附収入	(参考指標)	—	29,497千円	4,209千円	7,955千円	3,396千円	(参考情報) 平成29年度：3,988千円	
司法過疎地域事務所における事業収益	(参考指標)	—	223,779千円	195,217千円	190,904千円	168,184千円	(参考情報) 平成29年度：173,721千円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・1 自己収入の獲得等 寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。
中期計画	IV・1 自己収入の獲得 (1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。

主な評価指標		自己収入の獲得等に向けた取組状況								
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価				
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)				
		評定	B	評定	B	評定	B			
1 寄附金収入獲得への取組 中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 - 支援センターのホームページにて、寄附金に関する情報を発信 - 法テラス（公式）Twitterにて、寄附金募集の記事を掲載 - しよく罪寄附に関するポスターを地方事務所及び支部に掲出 - しよく罪寄附に関する契約弁護士用のチラシを配布し、しよく罪寄附制度の周知を徹底		評定に至った理由 寄附金収入獲得への取組については、支援センターのホームページ及びSNSを活用した寄附の呼び掛けを実施するとともに、地方事務所や支部において、事務所内にしよく罪寄附制度の活用に関するポスターを掲示したり、使途特定寄附金制度（寄附金の使途を特定することで寄附者の意向に沿った活用ができる制度）に関するチラシを配備するなどして寄附金獲得に向けた様々な方策を検討、実施した。		評定に至った理由 寄附金収入獲得については、中期目標期間を通じて、多様な手段を活用して寄附金制度の周知や寄附金の呼びかけを実施しており、年度によって収入にばらつきはあるものの、他律的要素が高い中で一定の水準を維持しているものと認められる。 司法過疎地域事務所における有償受任等による自己収入を見ても、近年減少傾向にはあるものの、中期目標期間中、いずれの年度も平成29年度を上回るなど、一定の水準を維持している。		評定に至った理由 寄付金収入の獲得については、市民の関心や社会情勢等の他律的要因の影響が大きいとされる中で、寄付金制度の周知等を図る様々な取組を推進し、中期目標期間を通じて一定の水準の寄付金収入を確保している。 司法過疎地域事務所における有償受任等による自己収入はやや減少傾向にあるものの、有償受任等による収入確保は、当該地域の景気動向や一般の弁護士との補完性が求められるため、難易度が高いとされており、やむを得ない面がある。また、司法過疎地域事務所における民事法律扶助事件や国選弁護・付添事件の件数については、一定の水準を維持しており、民事法律扶助事件等に適切に対応した上で有償受任等による自己収入を確保するという中期計画に沿った取組を実施していると評価できる。				
2 有償受任等による自己収入 中期目標期間を通じて、常勤弁護士に対し、研修等において、自己収入の確保の必要性や重要性について認識させることにより、地域の実情に応じ、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件に積極的に取り組むよう促し、自己収入の確保に努めた。		有償受任等による自己収入については、第4期中期目標期間中、平成30年度末の司法過疎地域事務所の廃止や令和2年度における有償事件の受任件数の落込みの影響が出始めたと考えられ、最終年度の司法過疎地域事務所における有償受任等による事業収益は例年の水準を下回ったが、その一方で、民事法律扶助事件の受任件数は令和元年度以降		これらの取組状況及びこれまでの成果に鑑みれば、令和3年度においても一定の収入を確保できるものと思料されることから、中期目標を達成すると見込まれる。 なお、「法テラスの日」に実施しているプレスリリース等を利用して寄附金の募集をしたり、その使途等を報告することなども検討に値する。		司法過疎地域事務所における有償受任等による自己収入は、一定の水準を確保している。また、司法過疎地域事務所における民事法律扶助事件や国選弁護・付添事件の件数については、一定の水準を維持しており、民事法律扶助事件等に適切に対応した上で有償受任等による自己収入を確保するという中期計画に沿った取組を実施していると評価できる。 財政的支援の獲得について				
○ 司法過疎地域事務所の受任件数										
	平成30年度							令和元年度	令和2年度	令和3年度
民事法律扶助事件	1,263 件							963 件	945 件	942 件
国選弁護・付添事件	521 件	475 件	457 件	527 件						
有償事件	667 件	671 件	546 件	543 件						
3 財政的支援の獲得 無償で貸与を受けている事務所について、それを継続した。なお、令和3年3月31日をもって5つの被災地出張所（南三陸出張所、山元出張所、東松島出張所、大槌出張所及び二本松出張所）を廃止したことから、中期目標期間を通じて無償で貸与を受けている事務所数は減										

少しした。 (1) 事務所敷地の無償貸与（括弧内は地方公共団体） ア 無償貸与の事務所 - 被災地出張所法テラス気仙（大船渡市） イ 令和3年3月の出張所廃止まで無償貸与を受けていた事務所 - 被災地出張所法テラス南三陸（南三陸町） - 被災地出張所法テラス山元（山元町） - 被災地出張所法テラス東松島（東松島市） - 被災地出張所大槌（大槌町） ウ 令和3年10月の移転まで無償貸与を受けていた事務所 - 被災地出張所法テラスふたば（広野町） (2) 事務所建物の無償貸与（括弧内は地方公共団体） ア 無償貸与の事務所 - 鹿角地域事務所（鹿角市） - 鰯ヶ沢地域事務所（鰯ヶ沢町） イ 令和3年3月の出張所廃止まで無償貸与を受けていた事務所 - 被災地出張所法テラス二本松（二本松市等）	はほぼ横ばい、国選弁護・付添事件のそれは最終年度において大きく回復している。これを踏まえれば、上記最終年度における事業収益の減少は、中期計画に掲げたとおり、まずは民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応し、その上で有償事件の受任等による自己収入の確保に取り組んだ結果と考えられる。 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得については、新規に開設した事務所がなく、また、無償で貸与を受けていた被災地出張所のうち5出張所を令和3年3月に廃止し、1出張所は令和3年10月に移転して無償貸与ではなくなったが、廃止・移転しなかった事務所について無償提供を維持することができた。 中期目標期間を通じて以上の取組を実施したことから、中期目標を達成したものと考える。		は、震災特例法の失効に伴って被災地出張所の一部を廃止するなどしたもの、以前から無償提供を受けていた事務所のうち、廃止や移転のないものについては、継続して無償提供を受けている。 したがって、中期目標は達成したと認められる。
--	---	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－18	民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (平成29年度)	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	償還率	令和3年度において90%以上	—	89.0%	89.7%	91.6%	93.0%	(参考情報) 平成29年度：88.1%
	償還滞納率	前年度以下	37.0%	37.3%	37.3%	33.1%	30.6%	(参考情報) 平成29年度：37.0% 平成28年度：38.2%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。 また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。 【指標】 ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。
中期計画	IV・2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収 (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効率的かつ効果的な督促を実施するとともに、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統一的な方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。 (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るなど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。

主な評価指標		民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	A	評価	A	評価	A
1 効率的かつ効果的な債権回収の実施		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
立替金債権の管理・回収について、被援助者の属性・滞納状況等に 応じた各種督促を実施するとともに、債権回収をより効率的かつ効果 的に実施するため、中期目標期間を通して、以下の取組を継続して実 施した。 (1) 地方事務所ごとの立替金債権管理回収計画の策定・実施 各地方事務所において、全国一律の督促方針に基づき、地方事務 所ごとの立替金債権の管理・回収計画を策定し、実施した。なお、 令和2年度以降、地方事務所と本部との督促の重複を無くすため、 地方事務所が督促を行う対象を進行中の事件の債権に限定した。 (2) 被援助者への償還の意識付け強化 被援助者に償還の必要性を意識付けるため、引き続き、援助開始 時に「返済のご案内」を配布した。また、「返済のご案内」の記載 内容を見直し、償還滞納が続くと新たな援助が受けられなくなるこ とを追記した。 (3) 生活口座登録の推進 継続的な償還を確保する上で有効な方策である生活口座からの自 動引落を推進するため、平成27年度から援助開始時に被援助者に対 して生活口座を登録するよう案内したほか、督促状に登録口座を変 更できることを記載するなどし、生活口座の登録を継続して促し た。 (4) 償還率向上を図るための事務フロー見直し 被援助者から、援助申込時に立替金の引落口座に関する書類を提 出させるなど償還に関する事務フローを令和3年度から見直し、償還 率の向上を図った。 (5) 本部による集中的な督促 償還滞納状態を解消するため、本部において、以下のアないしウ のとおり、集中的に督促を行った。 また、従来の督促文面を見直し、償還滞納が続くと新たな援助が 受けられなくなることを追記した。 ア 収納用紙の発送 初回滞納から12か月滞納までの被援助者にコンビニエンススト		中期目標期間において償 還率を93.0%（令和2年度 比1.4%増）に向上させると ともに、償還滞納率を 30.6%（令和2年度比2.5% 減）に減少させることがで きた。立替金の償還実績 は、平成30年度が115億9296 万円、令和元年度が112億 1043万円、令和2年度が115 億39万円、令和3年度が112 億6057万円と推移してい る。また、償還の見込みが ない債権については、免 除・みなし消滅を実施し た。 これに加えて、立替金債 権の管理・回収をより効率 的かつ効果的に実施するた め、督促方針の見直しや免 除申請事務の本部への集約 等を行った。 以上から、中期目標を上 回る成果を達成したものと 考える。		立替金債権管理回収計画に 基づき、中期目標期間を通じ て、被援助者に償還の必要性 を意識付ける取組や継続的な 償還を確保するための生活口 座登録を推進したほか、集中 的な督促を行うなど、被援助 者の状況等に応じた回収策を 着実に遂行している。 これらの取組により、中期 目標期間中、年々償還率を上 昇させ、令和2年度において は、91.6%という高い水準を 達成することができている。 償還滞納率については、令和 元年度まではおおむね前年度 の水準を維持していたところ 、令和2年度においては、 前年度比で4.2%減少させて 33.1%を記録しており、高く 評価できる。 加えて、償還の見込みがな い立替金債権については、免 除等による償却処理を検討す るとともに、免除申請事務を 本部で集約するなどして、債 権管理コストの削減にも努め		中期目標期間を通じて、償 還率を毎年度上昇させ、令和 3年度における達成目標であ った90%を大きく上回る 93.0%にまで引き上げるとと もに、償還滞納率については 毎年度減少させ、中期目標期 間中に37.3%から30.6%にま で低下させており、評価対象 となる指標の目標を大きく上 回る成果を上げた。 これは、立替金の回収が資 力の乏しい被援助者からの返 済を受けるという点で難易度 が高いとされる中で、立替金 債権管理回収計画に基づき、 被援助者への償還の意識付 け、生活口座登録の推進、事 務フローの見直し、集中的な 督促等の取組を続けてきたこ とによる成果であると考えら れ、高い評価に値する。 また、返済の見込みのない 立替金債権については、免 除・みなし消滅を適切に実施 するとともに、免除申請事務 を本部に集約するなどして合	

ア用収納用紙（以下「コンビニ収納用紙」という。）を発送した。				ているものと認められる。 以上からすれば、重要度及び難易度のいずれも「高」とされている本項目について、中期目標を上回る成果を上げる見込みであると認められる。	理化を図った。 以上の事情から、中期目標を上回る成果を上げたと認められる。 今後も、被援助者に償還を促す取組や免除等の適切な運用等による償還率の更なる向上を期待したい。
平成30年度	748, 106件発送	11億3390万円を回収			
令和元年度	767, 392件発送	11億7772万円を回収			
令和 2 年度	670, 056件発送	11億9411万円を回収			
令和 3 年度	690, 596件発送	11億9784万円を回収			
イ 督促状の発送 3 か月以上滞納している被援助者にコンビニ収納用紙に加えて督促状を発送した。発送に当たっては、滞納ステージ等を考慮して督促の効果が高いと考えられる者を対象にするとともに、個々の対象者の属性（引落口座未手続者、振込入金者等）に応じた督促文面を用いた。					
平成30年度	108, 248件発送	5173万円を回収			
令和元年度	59, 147件発送	3160万円を回収			
令和 2 年度	37, 059件発送	3374万円を回収			
令和 3 年度	73, 110件発送	4308万円を回収			
ウ 引落停止に対する督促 ゆうちょ銀行以外の金融機関からの引落は3回連続で失敗すると引落が停止となるため、引落が停止された被援助者に対し、引落を再開する旨を通知する督促状及びコンビニ収納用紙を発送した。					
平成30年度	7, 160件発送	1191万円を回収			
令和元年度	10, 146件発送	1532万円を回収			
令和 2 年度	7, 875件発送	1458万円を回収			
令和 3 年度	7, 194発送	1265万円を回収			
(6) 支払督促の申立て 1 年以上の長期滞納者に対しては、償還されない場合は法的手続を取る場合がある旨を通告し、なおも償還されない場合に裁判所へ支払督促を申し立てている。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、令和 2 年度から令和 3 年度の前半までは実施を取り止めていたものの、同感染症の感染拡大が落ち着いた令和 3 年度の後半には速やかに実施を再開し、20件の申立てを行った。					

平成30年度	300件申立	130人から448万円を回収
令和元年度	150件申立	50人から124万円を回収
令和2年度	—	—
令和3年度	20件申立	1人から2万円を回収

2 効率的な債権管理の実施

中期目標期間を通して、以下の取組を継続して実施した。

- (1) 債権管理コストを削減するため、償還の見込みがない立替金債権について、償却も含めてその処理を検討した。
- (2) 免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性を慎重に判断した。
- (3) 通常の償却処理とは別に、10年間償還がなされていない債権等を対象として、本部による一括償却を実施している。

令和3年度については破産免責となった債権をみなし消滅により償却することとなったため、4億円余りの減少となっているが、この区分変更に伴う実績額については、次項の免除・みなし消滅の実績に含まれている。

中期目標期間の一斉償却の実績は以下のとおり。

平成30年度	5,541件	6億9640万円
令和元年度	6,867件	8億4030万円
令和2年度	5,132件	7億1778万円
令和3年度	3,590件	3億895万円

- (4) 免除申請に関する事務を効率化するため、以下の見直しを行った。

- ・ 免除申請書の書式をホームページに掲出（令和元年6月より）
- ・ 免除申請書の提出先を地方事務所から本部に変更（令和2年4月より）
- ・ 免除決定通知の発行事務を地方事務所から本部に集約（令和元年5月より）

中期目標期間の免除・みなし消滅の実績は以下のとおり。

平成30年度	52億752万円
令和元年度	47億8860万円

令和2年度	48億4020万円			
令和3年度	51億9366万円			

3立替金債権の管理・回収状況の開示

中期目標期間を通して、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータを、業務実績等報告書（資料）にて開示した。

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅳ. 財務内容の改善に関する事項に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－19	財務内容の公表		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第6・3 財務内容の公表 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。
中期計画	Ⅳ・3 財務内容の公表 財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

主な評価指標		財務内容の公表に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 セグメント情報の開示		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間中、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務等、センターの事業のまとまりごとに財務諸表（附属明細）及び決算報告書を作成し、業務実績等報告書にも同様の記載をした。		業務実績等報告書に業務別セグメント情報を記載することなどにより、財務内容についての透明性及び分かりやすさを確保し、それを中期目標期間中継続したことから、中期目標を達成したものと考えている。		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		財務内容について、事業等のまとまりごとにセグメントを設定して情報を開示したほか、財務諸表等の各データに関する簡潔な説明を付するなど、透明性確保のための取組を適切に実施しており、中期目標を達成したと認められる。 なお、今後は、セグメント情報の開示等に加えて、事業報告書に図表等を利用してより分かりやすくするなど、財務内容の透明性の確保に向けた更なる取組に期待したい。	
2 各データの簡潔な説明							
平成30年9月3日付け「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」に基づいて作成した事業報告書において、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の各データに関する簡潔な説明を付して、決算情報を読み取りやすくする取組を令和元年度から継続して実施した。							

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－20	業務運営の体制維持		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数（常勤弁護士を含む）	(参考指標)	—	930人 ※	935人 ※	943人 ※	899人 ※	(参考情報) 平成29年度：929人 ※ ※各年度3月31日現在

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・1 業務運営の体制維持 利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。
中期計画	Ⅸ・1 施設及び設備並びに人事に関する計画 既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

主な評価指標		業務運営の体制維持に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 施設・設備の確保		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 職員の配置、業務量の変動等に合わせ備品整備やレイアウト変更等を行った。		職員数又は業務量の変動に応じた施設や備品整備の見直しを行い、施設・設備の確保を適切に行った。 また、業務量の変動等を考慮しつつ、平成30年度から正式導入した国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づく的確な人員配置を実施するとともに、令和3年度には、業務量の変動等を更に適切に反映させるため、新たな人員配置計画の策定に向けて検討、準備を行った。		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		職員数や業務量の変動等を考慮して施設、設備、備品等を確保した上、業務量の変動、法的支援ニーズ、国家公務員の人事評価制度等を踏まえた人員配置を行うための取組を実施しており、中期目標を達成したと認められる。	
(2) 書類保管方法を工夫し、効率的なスペースの活用を行った。							
2 人的体制の確保							
(1) 業務量の変動に応じた人員配置							
中期目標期間を通じて既存業務の業務量の変動等を適切に把握した上、その妥当性について確認するなど、平成27年度に策定した大規模な人員の再配置計画に基づく的確な人員配置の実施に努めるとともに、令和3年度には、人員配置において業務量の変動等を更に適切に反映させるため、令和4年度中の新たな人員再配置計画の策定に向けて検討、準備を行った。							
また、令和2年度には、外国人に対する法的支援ニーズの高まりを受け、外国人への法的サービス提供に必要な人員配置の実施に努めた。							
(2) 能力主義に基づく的確な人員配置							
中期目標期間を通じて、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度に基づく的確な人員配置の実施に努めた。							

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－21	内部統制の確実な実施		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
理事長の招集による 執行部会の開催 数	(参考指標)	—	21回	21回	22回	21回		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・2 内部統制の確実な実施 (1) ガバナンスの強化 利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。 (2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

中期計画	IX・4(1) 内部統制の確実な実施 ア ガバナンスの強化 (ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けたPDCAサイクルを機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。 イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。 (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。
------	---

主な評価指標	内部統制の確実な実施に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
	評価	B	評価	B	評価	B
1 ガバナンスの強化	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間を通じて、以下の取組を実施した。 (1) 組織運営等 ア 執行部会の開催 理事長の招集により執行部会（出席者：理事長、理事、監事、本部事務局長等）を原則として月2回開催し、決定事項等を議事要旨に取りまとめ、本部役職員及び地方事務所職員へ伝達した。 イ 本部開催会議の開催状況 ① 全国地方事務所長会議を令和2年度を除き毎年度1回開催（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため開催を中止） ② 全国地方事務所事務局長会議を毎年度開催 ③ ブロック別協議会を毎年度開催 ④ オンライン意見交換会を令和2年度に開催 ウ 地方事務所における執行部会議の開催状況 地方事務所において執行部会議（出席者：所長、副所長、事務局長等）を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいて迅速かつ的確な業務運営を検討・実施することで、地方事務所の実情に即した体制の構築を図った。 (2) 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組 ア 全法律事務所に法律事務所の運営に係る規程集を配付し、その後も規程や事務連絡の追加・差替等の変更が生じた際には、各法律事務所へその旨を周知した。 イ 各年度において法律事務所代表会議を開催し、法律事務所のマネジメントや常勤弁護士の待遇、各種規程と手続に関する研修、意見交換等を実施した。また、令和2年度及び令和3年度に開催したシニア常勤弁護士会議では、若手常勤弁護士への支援体制の在り方と常勤弁護士の資質・能力の向上に向けた方策を検討し	本部においては、執行部会を原則として月2回開催し、会議後速やかに決定事項等を全役職員に伝達するとともに、執行部会での指摘事項については課題解決に至るまで関係課室において検討の上、執行部会にて継続的に報告を行う等、体制の充実・強化に努めた。 また、全国地方事務所長会議等の本部開催会議においては、出席者とのかつ達な意見交換を通じて、支援センター全体や地方事務所ごとの実績及び課題について協議し、本部と地方事務所との問題意識の共有を図った。地方事務所においても執行部会議を毎月開催し、本部が決定した業務運営方針に基づいた迅速かつ的確な業務運営を実施した。 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行う者としての側面を持つ一方、支援センターの職員として、法律事務所の運営な		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 なお、監査の在り方については、令和3年度においても、オンライン方式による監査を適宜活用するなどし、効率的かつ効果的な監査が実施されることを期待したい。		中期目標期間を通じて、執行部会、全国地方事務所長会議、法律事務所代表会議等を実施し、支援センターの組織及び常勤弁護士の業務双方のガバナンスの強化に努めた。 また、監事監査、内部監査、情報セキュリティ監査、フォローアップ監査等を、一部オンラインを活用するなどして適切に行うとともに、監査室員が外部機関主催の研修に参加して監査技術の向上に努めたほか、内部統制強化のための委員会においてコンプライアンスの一層の推進を図った。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。	

た。 ウ 以下の研修を実施し、常勤弁護士の業務におけるガバナンスの強化に取り組んだ。 ① 赴任を控えた養成常勤弁護士を対象とした赴任前業務研修（各年度） 法律事務所のマネジメント講習、各種規程と手続に関する研修を実施 ② 赴任4年目の常勤弁護士を対象とする業務研修（各年度） 法テラスの組織概論及び法律事務所マネジメントに関する研修を実施 ③ 法律事務所職員を対象とした法律事務所職員研修（令和3年度） 法律事務所特有の会計事務、遵守すべきコンプライアンスについて特に留意すべき事項の周知を図る研修を実施 2 監査の充実及びコンプライアンス強化 (1) 監査の実施 ア 監事監査 監事監査は、中期目標期間を通じ、毎年度、大規模事務所2か所と監査未実施事務所のうち、取扱事件数等を考慮しながら4か所を選定し、合計6か所程度を往査する方針として監事監査計画を策定の上、実施した。 監事監査の実施に当たっては、所長及び事務局長に加え、法律事務所が併設されている地方事務所においては、代表常勤弁護士へのヒアリングも必ず実施するなど、地方事務所の業務執行状況全体に関する確認を徹底している。 イ 内部監査・情報セキュリティ監査等 中期目標期間を通じて、以下の監査及び取組を実施した。 ① 内部監査 全ての地方事務所、支部、出張所、法律事務所及び地域事務所に対し、中期目標期間中少なくとも1回は監査を実施する監査計画を策定し、同計画に基づき実施した。	どの業務に従事する者としての側面も併せ持つので、各年度において、法律事務所の運営、規程等の遵守などをより一層図るための取組を行った。 全ての地方事務所、支部、出張所、法律事務所及び地域事務所に対し、中期目標期間中に少なくとも1回は内部監査を実施した。情報セキュリティ監査については、前期目標期間よりも多く実施したほか、フォローアップ監査は、現地確認が必要な事務所を中心に、毎年度平均2か所程度実施した。さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関が主催する監査技術の向上に資する研修を毎年度平均6回程度受講し、監査技術の向上に努めた。 業務管理小委員会では、地方事務所等に対するアンケート調査等の実施及び各種監査結果の指摘事項のモニタリングを行い、その結果を本部関係課室と共有するなどして、業務改善の取組を推進した。 コンプライアンス小委員会では、職歴の浅い職員が特に留意すべき行動規範を取りま		
--	--	--	--

② 情報システム監査 基幹システム（第三世代業務統合管理システム）の再構築作業の進捗状況を鑑み、令和３年度に実施する方針を策定し、同方針に基づき実施した。 ③ 情報セキュリティ監査 平成28年度より内部監査と同機会に実施する方針とした結果、中期目標期間における情報セキュリティ監査の実施回数は延べ72回まで増加した（前期は延べ53回実施）。 また、令和２年度に、第三世代インフラ共通基盤に対するペネトレーションテスト（最新の攻撃手法を用いた外部からの侵入テスト）を実施した。 ④ フォローアップ監査 過去の内部監査・情報セキュリティ監査において要改善事項が認められた事務所に対し、改善報告書が提出された後にフォローアップ監査を行う取組を実施した。中期目標期間における同監査の実施回数は、合計９事務所となった。 ウ 監査結果 監査結果については、支援センター役員のほか、本部各課室及び内部統制推進委員会等に対し共有したことに加え、令和元年度からは、理事長や常務理事、本部事務局長等に対して直接説明して率直な意見交換を行うために、監査報告会を実施した。 エ オンラインによる監査方式の一部導入 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、令和２年度以降、一部の監査対象事務所については実地監査に代え、書面監査とオンラインによる聴取を組み合わせた監査方式を取り入れて実施した。 (2) 監査技術の向上 監事及び監査室は、会計監査人から監査計画概要説明や地方往査結果報告、財務諸表等の監査報告を受けるなど、情報共有の場を複数回設けて会計監査人監査との連携強化を図り、監査全体を効果的に実施できるよう努めた。 さらに、監査室長を含む監査室員は、外部機関主催による監査技	とめたコンプライアンスに関するポスターを作成し、各地方事務所等へ配布した。加えて、コンプライアンス強化週間の設定、チェックシートによるコンプライアンス・マニュアルに対する理解度テストの実施、定期的なコンプライアンス情報の発信等、様々な取組によりコンプライアンスの推進を図った。 以上から、中期目標を達成したものとする。		
---	---	--	--

術の向上に資する研修を毎年度平均6回程度受講した。 (3) 内部統制強化のための取組及びコンプライアンスの推進 本部事務局長を委員長とする内部統制推進委員会の下部組織として設置した以下の各小委員会において内部統制を強化する取組を実施するとともに、コンプライアンスの一層の推進を図った。 ア 業務管理小委員会 ① 地方事務所等に対するアンケート調査等を実施し、引き続き改善の必要性が見受けられた地方事務所に対して改めてフォローアップ調査を実施し、その対応状況を確認した。 ② 各種監査結果を踏まえて指摘事項を分析し、その改善状況をモニタリングした。 イ コンプライアンス小委員会 ① コンプライアンス・マニュアルの改訂 ② コンプライアンス・マニュアルの理解度チェックの実施（全職員対象） ③ コンプライアンスのケース検討動画の作成 ④ 職員階層別研修において、コンプライアンスに関する講義を設定・実施 ⑤ 職員の行動規範を取りまとめたポスターの作成及び地方事務所等への配布 ⑥ 定期的なコンプライアンス情報の発信 ⑦ コンプライアンス強化週間の設定によるコンプライアンスの周知・意識向上の推進			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－22	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターが取り扱う個人情報、法的紛争に係る極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・3 情報セキュリティ対策 支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。
中期計画	IX・4(2) 情報セキュリティ対策 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。

主な評価指標		情報セキュリティ対策に向けた取組状況			
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)
	評価	B	評価	B	評価
1 情報セキュリティ対策基準の見直しに向けた検討 中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 ・平成30年7月の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正を受け、支援センターの情報セキュリティ対策基準及び関連する規程（以下「支援センター対策基準等」という。）を改正した。また、令和3年7月に「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことを受け、支援センター対策基準等の改正準備を進めた。 ・平成30年度に、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、CSIRT（情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応する緊急即応チーム）を設置し、令和3年度にCSIRT設置要綱の見直しを行い、実効性の高いものとした	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由
	情報セキュリティ対策基準の見直しとしては、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、CSIRTの設置及び見直しをした。また、支援センター対策基準等の改正及び改正準備をしたことにより、情報セキュリティの体制を整備した。 情報セキュリティ対策としては、セキュリティを強化したインフラ共通基盤を導入し、セキュリティ対策を充実させた。 また、各種研修・教育として、情報セキュリティに関する意識向上策の充実を図るため、公的機関への標的型攻撃の実例及び支援センターとしての対策を盛り込んだものとし、標的型攻撃の訓練メールの発信により職員に注意喚起を行うとともに、全職員を対象とした情報セキュリティ教育及びチェックシートによる自己点検等を実施するなどした。		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		中期目標期間を通じて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じた対策基準等を定めるとともに、セキュリティを強化したインフラ共通基盤の導入、情報セキュリティインシデントに対処する体制の整備等の対策を適切に講じた。 また、情報セキュリティに関する研修・教育や自己点検、サイバー攻撃に対応する訓練等も実施し、情報セキュリティに関する組織全体の意識向上に努めた。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。
2 情報セキュリティ対策の実施 中期目標期間を通じて以下の取組を実施した。 (1) インターネット環境（外部）と業務環境（内部）の分離システムの導入 令和元年度に、Web閲覧や電子メールを利用するインターネット環境と、支援センター内部の各種業務システムや情報共有などを行う業務環境とをシステム上で分離するインフラ共通基盤を導入した。具体的には、インターネット環境と業務環境の仮想デスクトップを分離し、両環境間でデータをやり取りする場合の不正プログラム侵入対策や、やり取りしたデータの記録等の仕組みを備えることによるセキュリティ強化対策を実施した。 (2) 研修 平成30年度と令和元年度は、各種の集合研修において、情報セキュリティ対策をテーマとした講義を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により集合研修を	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由

実施しなかったため、新規採用者研修及びブラッシュアップ研修受講者に対し、最新の情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を録画したDVD及び教材を配布した。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き集合研修を実施しなかったものの、4級昇格者研修受講者に対しては、最新の情報セキュリティ対策を盛り込んだ講義を実施した。 (3) 標的型攻撃メール対策訓練 業務上外部とメールでの連絡を必要とする職員を対象に、昨今の標的型攻撃の実例を踏まえた標的型攻撃メールの対策訓練を実施したほか、全職員を対象に、標的型攻撃を含む不審メールの適切な理解及びそれらへの防御策等の理解を促進するため、事務連絡を発出して教育サイトを紹介するなどし、注意喚起を徹底した。 (4) 教育・自己点検 職員の情報セキュリティ意識向上のため、統一的な教育資料を作成・配布した上、全職員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、チェックシートを利用した自己点検を行わせ、その結果を本部において取りまとめた。	以上から、中期目標を達成したものとする。		
--	-----------------------------	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－23	業務内容の周知を図る取組の充実		
当該項目の重要度、 難易度	【重要度：高】支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センターの業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
業務認知度	中期目標期間を 通じて増加	15.2% (平成29年度)	16.7%	16.3%	16.4%	14.5%	(参考情報) 平成28年度：16.1% 平成27年度：14.6% 平成26年度：13.3%
ホームページの年 間ページビュー数	第3期中期目標期 間中の年間平均 以上	17,988,257PV	14,313,022PV	16,692,509PV	18,503,418PV	18,640,040PV	
名称認知度	(参考指標)	—	58.0%	56.3%	52.8%	52.1%	(参考情報) 平成29年度：54.9% 平成28年度：56.4% 平成27年度：50.6% 平成26年度：55.8%

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・4 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。 【指標】 ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。
中期計画	IX・4(3) 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効率的で効果的な広報活動を行う。 なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。

主な評価指標		業務内容の周知を図る取組の充実に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価				日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績		自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
		評価	B	評価	B	評価	B
1 広報活動方針及び広報計画の策定		評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
(1) 本部において平成30年度・31年度の広報活動方針及び令和2年度・3年度の広報活動方針を策定し、同方針を踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を策定するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、計画的かつ効果的に広報活動を実施した。		平成29年度又は令和元年度の広報活動の効果分析に基づいて策定した複数年度にわたる広報活動計画に従い、地方事務所と連携して、同計画を精力的に実施した。広く国民に認知され、必要な時に支援センターを想起して問合せにつながることを目指し、特に、支援センターの業務内容についての認知度（業務認知度）を上げることに重きを置いた広報活動を実施した。 特に、現在の若年層における認知度の低さが、将来にわたって全体の認知度を更に減退させる要因とならないように、この層を対象とした広報策を講じた。 認知度調査の結果を見ると、支援センターの認知度は定着しつつあるが、令和3年度においては、名称認知度は52.1%、業務認知度は14.5%となり、平成29年度（名称認知度54.9%、業務認知度15.2%）（サンプル数		中期目標期間を通じて、様々な媒体を利用した多様な広報活動に積極的に取り組み、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により国民の外出が控えられていることを踏まえて広告媒体を一部変更するなど、社会情勢に柔軟に対応した効果的な方法を適切に検討できている。また、新たな取組として、YouTube動画を作成するなど、社会のデジタル化に沿った広報活動を実施することで、認知度の低い若年層を意識した広報活動にも取り組む一方で、テレビ広告や新聞広告等、デジタル化への対応が困難な高齢者等へ向けた広報活動も実施しており、幅広い層へ向けた適切かつ効果的な広報活動が実施できたと評価できる。これらに加えて、ホームページのページビュー数も順調な増加傾向にあり、これも広報・周知活動の成果と認められる。		指標である業務認知度・ホームページの年間ページビュー数については、目標を達成できなかった年度がそれぞれ2か年度ずつあったものの、業務認知度は基準値である15.2%前後の水準を維持し、ページビュー数は、中期目標期間中、毎年度増加させている。 令和3年度の業務認知度の低下や、令和2年度以降の名称認知度の低下については、新型コロナウイルス感染症対策としての外出抑制等の影響が考えられるところであり、やむを得ない面があったといえる。 こうした状況下でも、策定した広報活動方針に従い、年齢別認知度や認知経路を考慮し、支援センターの認知度が低い若年層を対象とするイベントやSNSを活用したり、YouTube動画を作成・配信したりしたほか、認知経路として割合の高いインターネット	
(2) 中期目標期間を通して、認知経路として割合の高いインターネット媒体を通じた情報発信を実施した。							
(3) 認知状況等調査における年齢別調査の結果を基とした分析により、近年、支援センターに対する認知度が低い若年層を対象とする広報活動を中期目標期間を通して実施した。							
2 効果の高い広報活動の実施							
様々な広報媒体を活用することによる相乗的な広報効果を狙い、中期目標期間を通して、以下の取組を実施した。							
(1) インターネット等を活用した広報活動							
ア インターネット広告							
インターネットによる広報では、リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるサービス）やディスプレイ広告（サイトやアプリ上の広告枠に支援センターの画像バナー広告が表示されるサービス）を実施し、支援センターを知らない方や、法的トラブルを抱えているがそのことを明確に認識しておらず支援センターの利用につながっていない方に向けて、支援センターの存在や制度内容の周知を行ったほか、特に、インターネット広告で使用するバナーやランディングページ（広告文やバナー広告からリンクするページ）については、引き続き、配色や配置・イラスト等について目を引くデザインとしつつ、また自分ごとと感じられるような事例を掲載するなど、支援センターの潜在							

的利用者層への訴求を高め、効率的で効果的な広報活動を実施した。 特に、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など災害等発生時には、リスティング広告におけるキーワードの組替対応を迅速に実施するなど、被災者等に向けた効果的な情報配信に努めた。 令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方を対象としたランディングページを、令和3年度には、犯罪被害者支援専用のランディングページを新たに作成し、問合せやホームページ、法テラス（公式）YouTubeチャンネルへの誘導を図った。 イ YouTubeを利用した広報 特に若年層への広報効果が高いと考えられるYouTubeを利用した情報発信として、令和2年度に、「情報提供・民事法律扶助編」・「令和2年7月豪雨編」・「コロナ編」などの動画CMを作成し、法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて公開した。 令和3年度には、「わたしたちの仕事編」と6秒動画3本を作成し、法テラス（公式）YouTubeチャンネルに公開した。 そのほかにも、一般の方向けの解説動画（3分で解説シリーズ）や、関係機関の方向けの解説動画（福祉と司法の連携シリーズ）も公開し、情報発信に努めた。さらに、犯罪被害者支援の制度周知を目的として作成されたアニメーション動画「カプセルガチャの部屋」（全体編3分、ダイジェスト編15秒3本）と、常勤弁護士のドキュメンタリー動画「知られざる弁護士の道」2本とダイジェスト版1本を法テラス（公式）YouTubeチャンネルにて公開した。 ウ ホームページでの情報発信 平成30年6月に、ホームページ管理システム（CMS）をリニューアルし、ウェブアクセシビリティが更に向上したことにより、本部・地方事務所においてホームページのコンテンツを拡充するとともに、利用者の利便性を高めた。 特に、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号及び令和元年台	4,700））より低下した。現に、他の関係機関の認知度も同様の傾向が見られ、新型コロナウイルス感染症の影響による外出抑制などの生活意識・行動の変化や、関係機関への業務説明や連携の機会が激減したことなどが要因の一つとして考えられる。このような状況の中で、これまで効果を挙げていた広報活動をオンライン等を活用してできる限り維持しつつ、そのような環境の中でも有効と思われる広報活動を実施した。 例えば、令和3年4月から5月にかけて全国的にテレビCMや、全国紙を含む新聞広告を実施した。実際、令和3年度認知度調査では、インターネット及びテレビを介した認知の割合が増加しているため、これらの広報については今後もなお有効と考える。 また、これまでにない新たな取組として、YouTubeで視聴できる動画を複数作成したり、LINEなどのSNSツールからオンラインでも視聴できる若年層向けイベントに参加した。地方事務所においては、電話等法律相談を活用して新	他方、業務認知度及び名称認知度については、いずれも近年伸び悩んでいることがうかがわれ、その点については、令和3年度において、検討・改善されることを期待したい。 以上のとおり、今後への課題はあるものの、令和3年度においては、その改善等に取り組むとともに、これまで成果を上げてきた取組が継続されるものと認められることなどから、中期目標を達成すると見込まれる。 なお、YouTube動画を利用した広報・周知活動は、有用であると思料されるため、今後も、対象者層を検討するとともに、動画の内容等を工夫するなどし、積極的に活用されることを期待したい。例えば、日本人に比して、法的トラブルに直面しやすいにもかかわらず、支援センターをはじめとする支援機関への問合せや相談に壁を感じがちである外国人に向けて、翻訳版を作成したり、法的トラブルに対する知識や予防策等を周知する取組などにも期待したい。また、高齢者	を利用した情報提供を実施するなど、多様な媒体を活用した広報活動を展開した。また、デジタル化への迅速な対応が困難な高齢者等に対してはテレビ広告や新聞広告等を用いたり、外国人向けに10言語の支援センターの業務紹介ページを作成・公開したりするなど、社会のニーズにも適切に対応した。 以上の事情から、中期目標を達成したと認められる。 なお、広報活動の効果を示す業務認知度及び名称認知度が、中期目標期間の最終年度において、同期間中で最も低くなった点については、重く受け止める必要があり、今後、これまでに実施した広報活動の効果の分析・検証を実施し、全世代に対する効果的な周知・広報を行い、業務認知度及び名称認知度を改善することが期待される。
---	--	--	---

風第19号に関する情報を継続して掲載したほか、令和2年7月豪雨が発生した際には、速やかにホームページ上に専用のバナーを作成してQ&Aを掲載するなど、被災者に向けた効果的かつ迅速な情報発信に努めた。 また、令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止措置の発出以降は、トップページに「重要なお知らせ」として同感染症の関連情報を、各地方事務所のページにはそれぞれ各地の実情に応じた相談体制等の「お知らせ」を即時に掲載し、コロナ関連のQ&Aへ誘導するための回転バナーを掲載するなど、利用者に迅速に情報を提供することができた。 さらに、法テラスの業務紹介ページ（民事法律扶助業務・犯罪被害者支援業務・情報提供業務）について、従来は英語版ページしかなかったものを、日本語・英語を母国語としない利用者に対する利便性をより高めるため、令和2年度から令和3年度にかけて、英語以外の9言語による多言語化を行い、公開した。 エ その他 メールマガジン（月1回ないし2回程度配信）や法テラス（公式）Twitter（毎日1回から3回程度配信）等を利用して、法律関連情報やイベント情報などについて継続して配信した結果、同Twitterのフォロワー数は、平成29年度から2,137人増加し、令和4年3月末日現在で15,362人にのぼっている。 また、デジタルサイネージ広告の代替として、若年層への広報効果が高いと考えられるSNS広告（YouTubeにおける動画広告・LINE・Instagram・Facebook・Twitter等におけるバナー広告・Spotifyにおける音声広告）等を利用して広報を行った。 (2) プレスリリースの実施 本部において、支援センターの取組などに関するプレスリリースを複数回（平成30年度6回、令和元年度3回、令和2年度8回、令和3年度14回※うち7回は職員の新型コロナウイルス感染情報）実施した。このほか、令和元年12月、令和2年12月、令和3年11月には、法テラスの業務実績を取りまとめた「法テラス白書」の発刊に合わせて、報道機関に対し、支援センターの業務の現状を幅広く説	型コロナウイルス関係の相談会を積極的に実施し、メディア取材につながった事務所もあった。 ホームページの年間ページビュー数については、令和3年度に18,640,040PVとなっており、基準値を超える成果が見られた。 外国語話者向けに、従来の英語版に加えて9言語による法テラスの業務紹介ページを作成・公開したところ、PV数は大きく増加した。 このように、これまでの広報活動に加え、新しい広報活動の充実・強化に努めてきたため、全体としては、所期の目標を達成したと考える。	等に対する広報・周知活動として、自治体や町内会等における回覧板等を活用することなども検討に値する。	
---	--	--	--

明する機会として支援センターと記者との懇談の場を設けて情報発信を行った。地方事務所においても、地方の報道機関に対するプレスリリースを行い、地方事務所独自の取組についての情報を発信した。 【取組事例】 ア 「法テラスの日」（４月10日）において、各年度業務実績（速報値）に関するプレスリリースを実施し、これに連動して多くの地方事務所においても、街頭啓発活動（リーフレット・広報グッズ配布）や、地域ごとの広報活動の企画（相談会等）についてのイベント告知も併せたプレスリリースを実施した。 イ 「令和元年台風第19号」の支援開始に当たって、地方事務所と連携して、チラシ作成を実施するなどして迅速な周知を図った。 ウ 「新型コロナウイルス感染症による社会情勢を踏まえた法テラスの取組について」として、令和２年５月に制度改正を行い、電話等による法律相談が可能となったことについて、期限の更新があるたびにホームページでも周知を行った。 エ 「令和２年７月豪雨」の支援開始に当たって、地方事務所と連携して、チラシ作成を実施するなどして迅速な周知を図った。 (3) テレビ広告の実施 令和２年７月豪雨の被災者法律相談援助等の利用促進を図るため、また、新型コロナウイルス感染症のまん延拡大を受け、「令和２年７月豪雨対応編」及び「新型コロナウイルス対応編」のCM動画２本を、令和２年８月24日から同月31日の１週間にかけ、被災地域６県24局にて放映した。 また、令和３年１月７日から再び一部地域に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、同年４月12日から同年５月末日にかけ、順次、全国114局において、「情報提供・無料法律相談編」及び「新型コロナウイルス対応編」の２本のテレビ広告を合計751本放映した。 (4) 新聞広告の掲載 震災法律相談援助事業、並びに東日本大震災被災者及び新型コロナウイルス感染症に関する支援情報を周知すべく、各年度において新聞広告の出稿を実施した。 平成30年は、震災法律援助事業及び平成30年７月豪雨の相談等の利用促進を図るため、岩手県、宮城県、福島県、広島県、岡山県及			
--	--	--	--

び愛媛県において、5回掲載した。 令和元年度は、震災法律援助事業及び令和元年台風第19号の相談等の利用促進を図るため、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、東京都、神奈川県、埼玉県、山梨県、長野県及び群馬県において、各地方紙に1から2回にわたり被災者に向けた新聞広告を掲載した。 令和2年度は、震災法律援助事業及び令和2年7月豪雨の相談等の利用促進を図るため、被災地域である岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に、新聞広告を掲載した。また、全国新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国民に向け、支援情報を40紙にそれぞれ掲載した。 令和3年度は、法テラス設立15周年の周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する支援情報を全国紙・地方紙合計40紙にそれぞれ掲載し、利用促進を図った。 (5) イベント ア 若年層向けイベントの参加 令和3年度に、東京ガールズコレクション（観覧者・視聴者のうち29歳以下が74%を占める。）に2回（令和3年9月及び令和4年3月）協賛し、インフォマーシャル等を通じて情報提供業務・犯罪被害者支援業務に関する周知を行った。本イベントは本来有観客とオンライン（LINEライブ）で実施するところ、令和3年9月は完全オンラインで実施されたが、生配信の総視聴者数は227万人（延べ）に上った。イベント後のイベント公式SNS（LINE、Instagram、Twitter、Facebook）での法テラス情報の発信は、総フォロワー数150万人にアプローチできた。 令和4年3月は、観客1万2000人とオンライン配信（バーチャル、LINEライブ、TikTok、Twitter）で実施され、総参加人数は過去最高の400万人（延べ）を超えた。イベント後の公式SNSの発信は、総フォロワー数170万人にアプローチできた。 また、法テラス公式Twitterのフォロワー数も、イベント終了後の約一週間で650人（通常の年間増加数と同程度）以上増加した。 イ 15周年記念イベントの実施 令和4年3月に「全国一斉養育費お困りダイヤル」として、常勤弁護士による養育費に関する電話による情報提供イベントを実			
--	--	--	--

施した。

(6) その他

ア デジタルサイネージ広告の配信

これまでの認知度調査において、認知度が低い層をターゲットとした動画を作成し、コンビニエンスストア内、大学のキャンパス内、薬局内店頭モニター、スーパーのレジ付近、山手線車両内のモニター等に出稿した。題材についても、「A I 編」「将棋編」といった注目を集めやすいものを作成し、出稿場所ごとに対象に合致した内容を選定して効果的に配信した。

○ 動画広告の出稿

平成30年度	令和元年度	令和2年度・3年度
27,177 か所	20,170 か所	—

※令和2年度、令和3年度いずれも出稿を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、外出先で視聴することとなるサイネージ広告の実施は見送り、その代替として若年層への広報効果が高いと考えられるSNS広告（YouTubeにおける動画広告・LINE・Instagram・Facebook・Twitter等におけるバナー広告・Spotifyにおける音声広告）等を利用して広報を行った。

イ 鉄道広告

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて、各年度ポスターを無料で掲出し（令和3年度は全国63社合計3,596枚、デジタルサイネージ1社）、費用を抑えつつも効果的な広報活動を実施した

3 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

(1) 第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）

当初、令和2年3月実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期され、令和3年3月9日に実施された京都 kongress において、サイドイベント（「誰ひとり取り残さない 司法アクセスを全ての人へー法的ニーズ調査、依頼者中心型アプローチ及び司法ソーシャルワークに関する世界的視点ー」）を実施するとともに、会場内におけるリアル展示及び専用ポータルサイト上のオンライン展示を実施した。

(2) 法務省のイベントに出展（全国矯正展、子ども霞が関見学デー、法の日フェスタ） 全国矯正展については、令和２年度及び令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため中止、子ども霞が関見学デーと法の日フェスタは令和２年度は中止、令和３年度はオンラインによる出展となった。 (3) 政府広報 政府広報の企画募集に対して積極的に応募をし、その結果、首相官邸メールマガジン及びLINEに、それぞれ複数回にわたり、平成30年７月（西日本）豪雨、令和元年台風第19号及び令和２年７月豪雨の被災者に対する被災者法律相談援助や特定援助対象者法律相談援助などの記事が無料で掲載された。その他テレビ（ＢＳ朝日）とラジオ（ＦＭ東京）で情報提供業務や犯罪被害者支援業務に関する放送やインターネット上におけるバナー広告の出稿等がなされた。 (4) 下記刊行物を関係機関、地方公共団体、大学、図書館等に配布 ア 法テラス白書（各年度秋頃月発行・約620か所） イ 広報誌「ほうてらす」（年３回発行・各回約3,700か所） (5) その他 多くの地方事務所において、関係機関の各種協議会、職員向け研修会、イベントなどで、支援センターの説明を行う機会を設けて業務内容の周知活動に努めた。令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、各地のイベント等が中止されるなど、業務内容の周知活動の縮小・中止を余儀なくされたが、一部の地方事務所においては、オンラインを利用した協議会・研修会等を試みて周知活動を行うなど柔軟な対応を行った。			
--	--	--	--

日本司法支援センター 中期目標期間評価 項目別評定調書（Ⅴ. その他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
5－24	報酬・費用の立替・算定基準		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値	平成30年度	平成31／令和 元年度	令和2年度	令和3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び日本司法支援センター評価委員会による評価	
中期目標	第7・5 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。
中期計画	Ⅸ・4(4) 報酬・費用の立替・算定基準 民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとし、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

主な評価指標	報酬・費用の立替・算定基準検討結果の適切な反映に向けた取組状況					
支援センターの業務実績・自己評価			日本司法支援センター評価委員会による評価		日本司法支援センター評価委員会による評価	
業務実績	自己評価		(見込評価)		(業務実績評価)	
	評価	B	評価	B	評価	B
1 民事法律扶助業務の報酬・費用の立替基準についての検討状況	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間中、立替基準の問題点について、集積した事例を基に、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、同会と定期的に議論し、検討を進めた。 また、令和2年度及び令和3年度には、日本司法書士会連合会との間で、書類作成援助の立替基準について、勉強会を実施した。	民事法律扶助の報酬・費用の立替基準については、課題を共有した上で日本弁護士連合会と定期的に協議したほか、日本司法書士会連合会と勉強会を実施するなどして、検討を進めた。		自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		中期目標期間を通じ、報酬・費用の立替基準や算定基準について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会と協議を行うなどして検討し、その反映を図っており、中期目標を達成したと認められる。	
2 国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準についての検討状況	評価に至った理由		評価に至った理由		評価に至った理由	
中期目標期間中、契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会との間で課題を共有した上で、算定基準について、同会と定期的に議論し、検討を進めた結果、以下のことを実現した。 ・ 接見資料及び事実証明書に関する細則の改定 ・ いわゆるATM窃盗事案における特別成果加算（示談等）についての取扱い変更 ・ 上訴された原審記録に丁数を付す裁判所の事務処理が廃止されたことに伴う原審記録に丁数がないときの疎明資料等の取扱いについての細則の制定 ・ 被疑者釈放後の国選弁護人の復路交通費に係る取扱い変更	国選弁護等関連業務の報酬・費用の算定基準については、契約弁護士からの報酬・費用の算定に対する不服申立ての内容を分析するとともに、日本弁護士連合会と定期的に協議するなどして、検討を進めた結果、細則の制定・改定や算定基準の取扱い変更を実施した。 以上から、中期目標を達成したものとする。					